

令和6年美郷町議会議事録

第3回 定例会 (第3号)

招集年月日	令和6年 9月 3日					
招集の場所	美郷町役場議会議場					
開会日時 及び宣告	開会	令和6年 9月 12日 午前 9時30分				
		議 長 原 克 美				
	散会	令和6年 9月 12日 午後 2時02分				
		議 長 原 克 美				
応招、不応招議員及び出席並びに欠席議員 出席 11名 欠席 0名 凡例 ○ 出席 △ 欠席 × 不応招 ○△公務欠	議席番号	氏 名	出席等の別	議席番号	氏 名	出席等の別
	議長 (6)	原 克 美	○	8	藤 原 修 治	○
	副議長 (7)	福 島 教 次 郎	○	9	山 本 幹 雄	○
	2	牛 尾 博 文	○	10	籾 根 正 一	○
	3	藤 原 み どり	○	11	佐 竹 一 夫	○
	4	日 高 学	○	12	西 嶋 二 郎	○
	5	中 原 保 彦	○	△	△	△

会議録署名 議員	5番	中原保彦	7番	福島教次郎
地方自治法第 121条によ り説明のため 出席した者の 職・氏名	職名	氏名	職名	氏名
	町長	嘉戸隆	住民課長	志村幸恵
	副町長	山根啓史	健康福祉課長	石田圭司
	教育長	阿川俊治	産業振興課長	行田将士
	総務課長	中原輝文	美郷バレー課長	安田亮
	企画推進課長	行田綾子	建設課長	三上智央
	情報・未来技術戦略課長	佐竹一輝	大和事務所長	吉村猛
	美郷暮らし推進課長	永妻孝司	教育課長	旭林修範
	会計課長	森原健次		
職務により議会に出席 した者の職・氏名	議会事務局長 井原武徳 議会事務局員 大畑真紀			
議事日程	別紙のとおり			
会議に付した事件	別紙のとおり			
会議の経過	別紙のとおり			

令和6年美郷町議会第3回定例会議事日程
(第3号)

令和6年9月12日(木) 午前9時30分開会

日程	事 件
1	会議録署名議員の指名
2	一般質問

(開 会 午 前 9時30分)

●原議長

おはようございます。

全議員出席であります。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、予めお手元に配付してあるとおりであります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、5番・中原議員、7番・福島議員を指名いたします。

日程第2、一般質問を行います。通告順に質問を許します。

通告1、10番・簗根議員。

●簗根議員

改めましておはようございます。10番、簗根でございます。私は、次の1点について質問をさせていただきたいと思っております。サステナブルハウス建設にあたりまして、標準装備というか装備品についてということで質問をさせていただきたいと思っております。ファミリー向け移住住宅、みさとと。サステナブルハウスを浜原に16区画、都賀西に3区画の建設を計画をされておるところでございます。令和6年度には、浜原に6棟、都賀西3棟の建設が予定されております。入居者募集案内が広報みさと8月号に掲載されております。その中で、ここがポイントとして、太陽光パネルと、電気自動車用コンセントを標準装備し、薪ストーブにも対応するとあります。さらに各種補助金として、蓄電池の設置、電気自動車の購入、また薪ストーブの購入、設置等の補助金があると書かれております。それぞれの補助金の率についてお伺いしたいと思っております。中でも太陽光パネルを標準装備されるのであれば、蓄電池の設置も標準装備されたほうが、入居者の方に喜ばれるのではないかと思いますので、お伺いをしたいと思っております。以上1点、よろしくお願いたします。

●原議長

番外、町長。

●嘉戸町長

皆様おはようございます。それでは簗根議員のサステナブルハウス、建設装備品についてのご質問にお答えをいたします。ファミリー向け移住住宅、サステナブルハウスにつきましては、今年度、浜原に5棟、都賀西に3棟、合計8棟の建設を進めており、既に建設をしているものと合わせて、現在9棟の入居者を募集をしています。サステナブルハウスは、自然の恵みと暮らす家をコンセプトに、太陽光パネル、電気自動車用コンセントを標準装備するとともに、薪ストーブにも対応した他の自治体にはない住宅となっております。また、入居者の方には有利な町のゼロカーボン促進事業補助金を活用していただき、蓄電池の設置や、電気自動車の購入、薪ストーブの導入も可能であることを一つの売りとしております。一つ目のご質問、それぞれの補助率についてお答えをいたします。まず、蓄電池の設置につきましては、蓄電池のみを設置をする場合、一基当たり10万円。太陽光パネルにあわせて蓄電池を設置された方は、1キロワットアワー当たり5万2000円。電気自動車の購入については、軽自動車最大100万円、普通自

動車で最大130万円。薪ストーブは、対象経費の3分の2の補助率となっており、全国でもトップクラスの補助制度となっています。また、この補助事業によるこれまでの実績は、太陽光パネルに合わせて蓄電池を設置するケースが35件、蓄電池のみの設置が4件、電気自動車は、普通自動車6台、軽自動車13台、薪ストーブは8件と数多くの方にご利用をいただいています。2つ目のご質問、太陽光パネルを標準装備に合わせて、蓄電池の設置も標準装備にしてはどうかということでございます。こちらにつきましては、サステナブルハウスの整備方針として、蓄電池は入居者による選択としております。これは、蓄電の方法としましては、蓄電池の他に、電気自動車や、V2H、ビークルツーホームの略ですが、といった選択肢もありますので、入居者の生活スタイルに合わせて選択をしていただきたいというふうに考えております。

●原議長

10番、箕根議員。

●箕根議員

補助率に関してお伺いしたところでございますけど、かなり全国トッププラスの補助制度ということで、これは入居される方には、大変喜ばしいものだと思うところでございます。太陽光パネルの設置でございますけど、太陽光パネルはですね、私も太陽光を15年以上前になりますが、設置して売電をしております。設置当初の売電料金は、キロワットアワー48円で買上げていただいております。当初でございますので。それから15年が経過した後におきまして現在は、キロワットアワー7.15円です。7.15円で購入をされ、今現在はですね。それで、太陽光パネルを設置してる意味がないというか、私の家が、8月の場合におきましては、発電量としては260キロワットアワーの発電をして、精算金として1873円を受け取っておりますというようなことで、太陽光パネルだけでは、だけというか、もう年数、現在の買い上げ料金は、多分、30円、40円か、ちょっと調べてないんですけど、かなり安くなっておるのでは、ないかと思うところでございます。最近では、太陽光パネルを上げるには、蓄電池もセットでないと、多分、電気料金を買上げてもらえんのかなというような気もしてるんですけど、そういうところは、いかがでしょうか。

●原議長

番外、町長。

●嘉戸町長

ご質問ありがとうございます。まず今町が、この太陽光パネルを標準装備しておりますけども、当然、町が建設費を出すんですが、この太陽光パネルの設置工事にあたりましては2分の1同じように、町が建設費用として、環境省からいただいております。ただしこれは、FITでの売電は出来ません。一般的な売電はできるんですけども、ですからFITよりもっと条件は悪いということになっております。それと入居者でございますけども、この売電するのは、入居者にその権利はなくてですね、あくまでこの建物の所有は、町が所有しておりますので、電気が余って売電する場合には、町が売電をして町の収入ということになります。ですので、入居者につきましては、太陽光発電を使う場合には、好きなように使っていて余ったものは、町がその分を取得すると。入居者が、例えばこの電気を蓄電池に蓄電しておくですとか、電気自動車を買って電気自動

車に充電しておくとかという形で使われる分には、入居者に好きなように使っていただければというふうな形で整理をしております。私が答えるべき質問だったかどうかわかりませんが、美郷暮らし推進課長それでよろしいでしょうか。

●原議長

番外、美郷暮らし推進課長。

●永妻美郷暮らし推進課長

先ほど町長が申し上げましたとおり今現在の運用としましてはそういう形でやってございます。先ほどあった簗根議員のご質問の中に、蓄電池がセットでなければいけないのではないかということについては、これは現在のところ、そういった制限はないというふうにご認識しております。

●原議長

10番、簗根議員。

●簗根議員

ありがとうございます。売りとしてV2Hということで、車から家へという意味のものだと思いますが、これを活用するに当たっては、電気自動車のバッテリーに蓄電をし、また、その電気を住宅にも使えるというようなものでございまして、これを、電気自動車を購入してないとあんまり利用価値がないとか、というようなもんじゃないかと思うところでございます。さらなる、またこの環境に優しいということを考えますと、やはり、せっかくの太陽光で発電した電源を蓄電して、自家消費、蓄電池を設置をして、自家消費や停電等々に使えるのが家庭用の蓄電設備だと思います。こういうのも、これから先、電気料金の高騰が続く中において、自分のところで発電したものを自家消費しながら、また蓄電をして災害に使う、また言われていますように災害に使うということで、その代わり、やっぱり電気自動車を購入しないと利用価値が少ないように考えるところでございます。こういうこと踏まえますと、やはり、かなりこの蓄電池も高額なものになります。金額になりますので、個人でまた求められるとしても、かなり大変ではないかと、単純に思っておるところでございますが、これは標準の価格というか90万から250万程度の蓄電池を設置するための費用はが掛かるのではないかと思うところでございます。こういうことを踏まえてもやはり、新築に合わせて蓄電池を設置して、考えてもらったほうがいいのではないかと思うところでございますので、今一度お願いします。

●原議長

番外、町長。

●嘉戸町長

今、ご説明いただいたとおりでございます。それで、V2Hというのは、ためた電気を、例えば夜間とかに家のほうに戻すと。ためたり家に戻したりということで蓄電池もしくは、電気自動車というふうな選択肢はあろうかと思えます。それで、一生電気自動車を買わないという方がいらっしゃればそれは蓄電池しか選択肢がないわけなんですけども、次の買い替えの車の買い替えの時期に、電気自動車を考えているという方につきましては、将来も含めて潜在的な電気自動車の購入の可能性があるんじゃないかなというふう

に思っておりますので、ここら辺につきましては、ご本人がどうお考えになるかだと思います。ただ、客観的に言えることはですね、先ほど申し上げましたように、一つが補助金の額がですね、蓄電池のみの場合は一基当たり 10 万円です。電気自動車につきましては軽自動車で最大 100 万円。普通自動車で最大 130 万ということでまず額が大きく違うということでございます。それと、電気自動車の場合は、おそらく 300 万円とか 400 万円ぐらいすると思うんですけど、その分で、100 万円あるいは 100 万円以上の補助額があるということで、ガソリン車と同等か、あるいはガソリン車よりも安いぐらい実質的には購入できるというところは、大きなメリットかと思います。それと蓄電池につきましてはですね、大体 5 キロワットから 10 キロワットぐらいの容量のものが主流じゃないかと思います。これが、例えば 100 万円近くから 200 万円以上をするぐらいの値段でございます。私も電気自動車乗っておりますけど、私の車で 62 キロワットですから、一般的な蓄電池と比べると、桁違いの蓄電量がありますので、単純に比較した場合には、コストパフォーマンスは電気自動車のほうがいいんじゃないかなと思います。ただ決められるのは、あくまで、入居者でございますので、選択肢として決めつけではなくて蓄電池、あるいは電気自動車両方でも可能なような形で選択肢として残しておくということでございます。

●原議長

10 番、旗根議員。

●旗根議員

分かりました。せっかくの天然自然資源を使用する。使用の削減ということで、電気自動車にしろ、蓄電池にしろ大変ゼロカーボンということに関しては、大変いいことだと思います。これは、検討していただくということで、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

●原議長

旗根議員の質問が終わりました。

通告 2、7 番・福島議員。

7 番、福島議員。

●原議長

7 番、福島議員。

●福島議員

7 番、福島でございます。私は、通告どおり、獣害対策に緩衝帯設置の奨めをということで、一般質問をさせていただきます。5 月の田植え時に、サルが 1 匹突如として現れました。見たことがないサルが、作物を農地を荒らしてくれました。これまで、私たちの住んでいる地域で、イノシシ被害はあっても、サルの被害は全くございませんでした。近隣に住む者は、非常に驚いたものでございます。これが前触れだったのかどうか分かりませんが、4 月の初めごろから、比之宮市区全地区を 30 匹から 60 匹の大群が現れ、畑にあるキュウリ、カボチャなどをはじめ、まだ青くて熟れていない柿までも被害に遭っています。7 月の終わりには、獣害対策研修会が、比之宮交流センターで開催され、多くの方が受講されました。1 人の有志の方から、呼びかけがあり、比之宮地域が一丸となって情報共有をしながら対策に取り組んでいることから、今何匹ぐらいの集団

のサルがどこに現れ何をしているなど、生の情報が知り得ることが出来ております。被害に遭う前に、どういう状況であることなどが分かり獣害対策などの対象方法がとれるようになり、君たちが住めるところではない。山に帰れとのいう活動が展開されています。地域では、挨拶が終わりのほうが早いかのうちに、イノシシ、クマ、サル、カラスなどの鳥獣対策の会話が中心となっています。稲の刈取りも始まり出しました比之宮地区では、挨拶が終わるのが早いかどちらかのうちに、イノシシ、クマ、サル、カラスなどの鳥獣対策の会話が中心となっています。私が感心したのは、できる出来ないは別なものとして、緩衝地帯を増やしてはどうかでありました。カラスは見られても堂々としませんが、他の動物は確かに人間の目に触れるのを嫌い緩衝地帯に現れることも嫌がると思っております。自分では町内2箇所くらいは、緩衝地帯が立派な緩衝地帯があるんじゃないかならうかと思っております。もし、本当に緩衝地帯を設けることに被害が減ることにつながるのであれば、緩衝地帯の設置を町として進めていただきと思っておりますが、いかがでしょうか。川もまた同様であり、ヨシが川を埋め尽くしており、イノシシを初めとする獣たちの住居となっております。住居というのは住処でございますが、村之郷地内の宮内川は結構大きな川だと思っております。ヨシはそれでもブロック天端よりはるかに高く、川を占領するぐらいに繁茂しており、先日、被害防止のためわずかではありますが、本当の最小限の面積であります。ヨシの刈取りを行いました。ヨシの刈取りを進めると、動物の住処かと思えるか所が2箇所もございました。このようなことから、やはり、山はもちろんですけども、川の草刈り、緩衝地帯設置が必要だと思っておりますが、いかがでしょうか、お伺いいたします。

●原議長

番外、町長。

●嘉戸町長

それでは福島議員の獣害対策に緩衝地帯の設置を、のご質問にお答えをいたします。比之宮地域では、7月25日に比之宮公民館を会場に、町が、美郷バレーキャラバンの一環で獣害対策研修会を開催をさせていただきました。当日は、男女問わず多くの方に受講いただき、獣害問題とその対策への関心が非常に高かったというふうに感じており、美郷町公式 SNS のノートでも紹介をさせていただいております。キャラバンでは、柵の設置と、集落の環境対策、地域コミュニティの重要性をお伝えしたところです。研修後、比之宮地域におかれましては、すぐに隣近所、地域ぐるみで獣害対策に取り組まれ、先ほど議員からご紹介ありましたように、河川の草刈りによる緩衝帯設置というような地域の皆様の前向きで主体的な取組みとしてご提案をいただいていることは、大変評価されるべきものと思っております。議員ご提案の緩衝地帯につきましては、野生動物と集落をすみ分ける総合対策の一つと位置づけられています。獣害研究科の井上雅央先生によると、総合対策の順番としては、第1にみんなで勉強、第2に守れる田畑・集落、第3に囲いや追い払い、第4に個人で無理はしないという、この4点が重要と言われております。緩衝地帯は、野生動物を集落に近づきにくい、環境対策の一つとなりますが、残念ながら、それだけでは、田畑への侵入や集落への出没をとめることは出来ません。まずは、農地の周りに防護柵を設置し、農地の適切な維持管理をして、侵入をなくすこと。集落周辺の野生動物を誘引する餌をなくすこと。集落内とその周辺の耕作放棄地の草刈りをして、集落内の潜み場所をなくすこと。そして、現在、比之宮地域で実践されています

地域ぐるみで情報共有をして追い払いを行うといった対策をされることを、地域でしっかりやっていただくことが重要と考えております。緩衝帯としての野生動物の潜み場所となる可能性のある河川の草刈りにつきましても、環境管理として労力や財源など、無理のない可能な範囲で地域で取り組まれることは、総合対策の一層の効果につながるものではないかというふうに考えております。

●原議長

7番、福島議員。

●福島議員

まず、緩衝帯、比之宮の取組みについて評価いただきましてありがとうございます。またみんなで頑張っていかなければならないとは思ってはおりますが、なかなか高齢化社会になり取組みが難しい状況となっております。自分も先ほど申しましたように、草刈りをしたというものの、その前から、ヨシが、ヨシの根がどんどんどん川から入ってきて、ブロックの3メートルぐらいあるような、天端が3メートルぐらいまであるようなブロックから、ヨシの根が伸びてきて、田んぼに入ってきます。このようなことでは困ってしまうので、なるべく、気がつけばヨシの根だけは刈るように努力しておるつもりです。そのような現状を役場にご存知だろうか、どうだろうか、ちょっとお尋ねをしたいと思います。

●原議長

番外、美郷バレー課長。

●安田美郷バレー課長

福島議員のヨシの状況、現状非常に環境がだんだん厳しくなっているというようなご質問です。実は、6、7年前、実は私の住んでいる自治会の河川でもですね、河木谷川というところがあるんですけども、やはりヨシが同じような状況になりまして、県央県土整備事務所から、3年間ほど委託で草刈りをやったことはございます。その経験から申し上げますと、先ほど福島議員申し上げられましたように、非常に草刈りが大変だと、足場も悪くまた蜂とかマムシも出てくると。ましてや、1年刈っても、また次再生しますので、昔のようにこれを農業資材として、敷わらとかにするというような、そうしたことも、現在はございませんで、どんどん堆積していくというようなことで、非常に管理のほうの問題になっていると。これは、ある意味、獣害問題、獣害対策以前の環境問題として、これは、空き家の問題、耕作放棄地の問題、全般の問題として考えていくべきものではないかというふうに考えております。もう1点は、その大変さの部分で、先ほど町長が答弁を申し上げましたけども、獣害対策の順位としましては、やはり河川の前にはしっかりと畑を守って侵入させないというところが、やっぱり一つの順位になるのかなというふうに考えております。ただ1点だけ申し上げますと、江口先生が申し上げられました獣害対策には、柵の設置と環境対策が絶対条件だということでは、重要な要素であるというふうな認識しております。

●原議長

番外、福島議員。

●福島議員

ありがとうございます。それで、自分は今までのイメージでは、イノシシというものは山からやってくるものだと思っておりました。ところが今回は、川からやってきてくられまして、慌てて草を刈ったというのが本音でございます。そのようなことからやはりちょっと、川のあれも急ぐのではないかと思っておるところなんですけども、今おっしゃられたように、環境を守らなきゃいけないということで思うんですけども、自分たちの集落は自分たちで守るということで1番大事だろうと思えます。比之宮地区も近々、また、追い払いの講習会も検討されて、明日ですか、計画されております。何か10人ぐらいがお集まりになるんじゃないかと、もっと多いんか、ちょっとよくわかりませんが、そういうお話を聞いております。緩衝地帯の整備などの追い払いや柵での侵入防止、最後に檻による捕獲しかないのかなと思っておりますが、やはり、何遍も言って申し訳ないんですが、放任果樹対策も含めた緩衝対策の設置が一番基本かなと自分では判断しております。しかしながら、残念ながら、全員が集落の者が高齢化で、なかなか時期も今先ほど申しましたように、1番忙しい時期でありまして、なかなか逆に人も集まらないし、敵は一生懸命頑張ってくれるということで、戦いを、ちょっとこっちのほうが不利な立場にあります。そういうようなことについては、ご理解をいただけるものと思っておりますが、いかがでしょうか。

●原議長

美郷バレー課長。

●安田美郷バレー課長

福島議員の現状、高齢化も含めて集落、気持ちは理解しているけども、実態は非常に農繁期もありということは、十分、私ども、承知しているところでございますし、役場を帰ればいち住民としてですね、同じ境遇の中で生活をしているという人間としましても、重々承知しております。そうした中で、今現在、地域でこれは産業振興課のほうの所管になりますけども、地域計画でどういうふうに、10年後の地域を見ていこうかという状況もでございます。また河川管理のほうに関しましては、やはり獣害という以前にですね、河川の、やっぱり所有者の管理っていうことになりますと、一級河川、二級河川ありますけども、国あるいは県との関係も出てくるんじゃないかと思っておりますので、ここら辺との兼ね合いが出てくると思えます。

●原議長

議長、福島議員。

●福島議員

地域計画という話が出てまいりました。話がだんだんだんだん大きくなって申し訳ないんですけども、平たく言えば直接支払い制度もあって、その中で草を刈ったり、いろんなこともできると思っております。地域計画10年後を目指してどうするかということで、色塗りから始まったりするわけですけども、この間も新聞にも確かに地域計画というような構造改善の関係もございました。これはなかなか、そう言葉や文書にしても、実際は難しいのではなかろうかと思っております。最後には、やはり、人間の手と協働しかなのかなと思うところでございます。最終的に言うと、川のヨシを刈っていただけなのかなと思うところでございます。というのを、この間も1回ゆっくりと川をもう

1 回見つめ直したとき、水はどこへ流れるんだろうかなあとって思った次第です。水の流れるところが見えないんですね。水がこの間ちょっと出た後見に行ったら、ど真ん中を水が走ってる跡がございましたが、それ以外のところはヨシが、しゃきっとしておるといようなこととございまして、やっぱり災害防止のためにも、ヨシの刈取り、あるいは、堆積土の撤去も必要じゃなからうかと思うんです。ただ、それにはやっぱり町の管理する河川は町の河川だろうし、宮内川は、県河川でございますので、県にやってもらわにゃいけないのじゃないかと思うところとございまして、これは町から、県の方をお願いしていただくようなことにはならないのでしょうかお伺いいたします。

●原議長

番外、建設課長。

●三上建設課長

失礼します。先ほど福島議員からのご質問をお答えいたします。福島議員言われるように、県が管理する河川は、県が維持管理をする、町が管理する河川は、町が維持管理をしているところとございまして、町河川、県河川におきましても、そういうヨシですとか、堆積土砂撤去等する事業というのがございまして、ただ、予算の方も限られております。県の方は町主催でやっております県単の事業が、県単の浄化事業ありまして、そちらのほうは、県と町 2 分の 1 ずつで、毎年、大体 250 万から 70 万ぐらいの予算で、町主催で、県河川の方のそういう浄化事業を行っております。また県のほうは県のほうで、県の補助を使って、防災安全交付金事業というので、河川リフレッシュ、また、県単事業でも、河川維持修繕事業というので、県のほうでも対応をされております。県のほうへの、それは県主催の事業になりますが、そちらのほうは、町のほうから、河川の壊れている箇所ですとか、またそういう堆積土砂がある箇所ですとか報告をして、県のほうから、現地を確認をしていただきまして、これは郡内の予算になりますので、その中で、順番がつけられて、事業が進むという形ですので、危険な箇所、流れを阻害して住家ですとか農地に影響が及ぼす箇所が優先されるのではないかと思います。そちらのほうにも、もちろん要望することも出来ます。また先ほど申しました町が県の補助金を使って、町主体で出来ます浄化事業のほうは、町が主体ですが、こちらのほうも、何箇所かございまして、現地を確認させていただいて、順番でやらせていただくような形になろうかと思っております。以上です。

●原議長

7 番、福島議員。

●福島議員

本当、町支弁川、ここ役場に出るおりに、何遍も見てきたんですが、町河川が浄化されて堆積の除去、堆積等の除去をされたといつて、本当気持ちよくなっておりまして、また住民さんが喜んでおられる声も相当お聞きしております。非常にいいことだと思っております。宮内川につきましても、しっかりと要望活動をしていただきまして住民が喜ぶような形を、ひとつよろしくお伺いいたします。議長お願いでございますが、ちょっと通告してないことを、お聞きしたいと思ひまして、関連事項としてお聞きしたいんで、お許しを願ひたいと思ひます。

●原議長

はい、どうぞ。

●福島議員

実は先般新聞読んでおりますと、美郷町は使っていないんですけども、と思うんですが、鳥獣被害防止総合対策交付金というのが国の方ではあるようです。これは何遍もイノシシの補助金とか何かめぐっているいろんな質疑の中で知り得た情報としては、これは、国庫であって美郷町は使っていない。美郷町は県単の事業を使っているということを伺ってはいるんですが、この事業が、これ財務省ですか、の方から非常に縮小するというような動きが、お聞きしました。適正な規模にするとか、しなさいとかいうような指導もされとることなんですか、これは一体どういうことなんだろうかなと思ってはいるんですが、ご存じでしたら、お聞きしたいと思えます。

●原議長

番外、美郷バレー課長。

●安田美郷バレー課長

福島議員の、財務省が、この鳥獣外防止の事業に対して指摘をしているというご質問、その理由ということなんですけども、実を申し上げますと、昨年度、また今年も島根県にも会計検査5月入りしましたけども、侵入防止柵等ですね、しっかりと設置してないんじゃないかと。これだけ補助金を国が何十年も出しながら、全く設置と管理が活かされてなくて、調査を33箇所やったら8割近くが、全くうまくやってなかったというところで、農水省のほうに対しまして、これでは、お金、ちゃんとした獣害対策になってないから検証が必要だという指摘をしております。合わせまして、捕獲頭数は増えるんですけども、被害額は減っていないというところも指摘されておまして、財務省としましては、捕獲と被害額、農林作物の被害額の減少等の直接的なつながりはないということも指摘されております。ちなみに江口先生は、8月の地方議会人のほうに特集で寄稿しておまして、これは画期的な国の指摘事項だというふうに、踏み込んだ画期的な報告であるという一文を載せておられます。今まで江口先生は、これはフォーラムでもそうだったのですが、過去のフォーラムでもそうですけども、被害額と捕獲頭数、本来捕獲頭数が増えれば、被害額も減るという国の論理が全く壊れているということも以前から言っていたのが、ここで財務省が完全にそれを支持したという形になっております。予算のほうは、今シーリングの段階でございますので、使う使わないは別ですけども、実は、昨日、農林水産省の本省から2名、あと、中四国農政局から2名、それと県の職員2名で、この問題について美郷町に視察に入ってきております。これはある意味で美郷町がうまくいっているというところのヒントをもらいに来ているというところで、昨日あったという、こういう現状、私のほうで知ってる限りのことをちょっと答弁させていただきました。

●原議長

7番、福島議員よろしいでしょうか。

●福島副議長

7番、福島議員。

●福島議員

いろいろ教えていただきましてありがとうございました。一生懸命私たちも頑張ろうと思っております。また、河川浄化、あるいは、緩衝地帯などについて、悪い子が住まないようにしていきたいと思っておりますので、ご支援をお願いしたいと思います。これで質問を終わります。

●原議長

福島議員の質問が終わりました。

ここで10時30分まで休憩といたします。

(休憩 午前 10時17分)

(再開 午前 10時30分)

●原議長

会議を再開いたします。

通告3、2番・牛尾議員。

●牛尾議員

2番、牛尾です。それでは、私のほうから2点について、質問をさせていただきたいと思っております。初めに、空き家対策の強化対策についてお尋ねをいたします。全国的に社会問題となっております空き家について、国では、空家等対策の推進に関する特別措置法を制定し、状態のよい空き家については利活用を図り、管理不全の空き家については、さらなる悪化を防止し、危険な空き家については、除却等を進めるとして各種事業を実施しているところであります。昨年12月13日、国は、危険な空き家の除却等を進めるとともに、市民に悪影響を及ぼす前の有効活用や適切な管理を総合的に強化するため、法律を一部改正し、施行をいたしました。改正の概要は、空き家等の所有者等の適切な管理の努力義務に加え、自治体の施策に協力する努力義務が追加されました。また、市区町村長は、管理不全空き家等に対して指導、勧告できることになりました。さらに、市区町村が、空家等管理促進区域の設定と、その区域の空き家等活用促進指針の制定、空き家等管理活用支援法人の指定、特定空き家等の所有者等に対する報告徴収、特定空き家等除却の緊急代執行、財産管理人の選任請求ができるなどの内容が追加をされました。さらに、本町におきましても、人口減少に伴い、空き家が増えつつあり、至るところに散在しております。空き家は、景観を損ない、町の印象に悪い影響を及ぼし、近隣住民に不快な気持ちを抱かせ、野生動物の侵入や倒壊により、日常生活の安心、安全を脅かすことになりかねません。こうした状況を踏まえ、町は空き家管理サービスを提供できる体制を整備するとともに、所有者に対して、空き家を適正に管理、除却を含んでですけども、することを継続的に促し、リフォームによる利活用を進めることが必要だと考えますか、いかがでしょうか、お伺いをいたします。次に、賑わいは生産現場からということで、生産現場の振興策についてお尋ねをいたします。商業活性化賑わい創出事業の基本計画におきまして、直売所機能の強化に関する整備方針について、既存の産直みさと市を撤去し、新たな複合施設を整備する。産直ネットワークを活かした町内全域の農産物や特産品を集約した産直市を展開すると謳っております。新たな複合施設におい

て、産直市の販売スペース、バックヤードともに既存施設と同規模と想定をされて計画をされておりますが、直売所機能の強化については、産直市の取組み内容を充実させることが必要であり、一次産品、とりわけ農産物の品揃えを充実させることが重要と考えます。現在、町では、農業振興策として、重点品目の苗購入助成などの支援策を数多く講じられておられますが、農家が減少し、農業生産が減少する中で、さらに踏み込んだ支援策として、生産販売を行っている農家等に対する生産拡大や省力化のために必要な施設機械の導入支援、また、定期的な栽培勉強会の開催、効率的な集荷方法の導入等に取り組む必要があると考えますが、いかがでしょうか。また、農産物加工品等の品ぞろえを充実させることも産直市の賑わいに重要な要素であります。既に産直市等で販売している事業者に対し、加工品の商品力の向上や、新たな商品開発に取り組めるよう、ノウハウの取得や加工設備の整備に対する支援が必要と思いますが、いかがでしょうか。一方、産直市そのものの取組みとして、新たに通販やふるさと便にも取り組むことで、販路拡大を図ることが必要と考えますがいかがでしょうか。こうした取組みは一朝一夕でなるものではなく、愚直に着実に少しずつ実績を積み上げていくことが求められます。生産現場が賑わうことが、美郷町を地場産業活性化拠点施設、これは新たな賑わい施設ですが、賑わいをもたらすのではないのでしょうか。以上2件につき、ご答弁よろしくお願いたします。

●原議長

番外、町長。

●嘉戸町長

それでは、牛尾議員1点目の空き家対策の強化を、のご質問にお答えをいたします。空き家の状況は、国の調査では、この20年間で約1.9倍に増加をし、今後さらに増加をする見込みであり、当町におきましても、人口減少が進む中、同様の状況にあると認識をしております。空き家の問題としましては、建物の老朽化による倒壊や景観の悪化、有害鳥獣の棲み処となるなど、周辺地域へも様々な影響が発生することから、空き家の発生を抑制していくことは、非常に重要であると考えています。現在、美郷町の空き家の利活用を進める対策としましては、空き家バンク制度の運用や、空き家バンクに登録し、活用を推進するため、空き家の残置物処分やハウスクリーニングなどに対しての助成を行っています。また、充実暮らし制度として、一定の条件が必要となりますが、新築住宅を建築する際に、空き家の解体を必要とするケースでは、空き家解体費用に対して最大200万円の助成を行う制度を令和3年4月に創設をしています。議員がお尋ねの空き家管理サービスの体制整備につきましては、まずは民間のサービスとして行われるものと考えており、行政としましては、民間の動きを見ながら、必要な対応を考えていきたいと思っております。また、空き家を適正に管理することを継続的に促すことにつきましては、固定資産税の賦課に合わせて、空き家バンク制度のチラシを同封し、利活用に向けた周知を行っています。空き家のリフォームによる利活用につきましては、40歳以下のUIターン者が対象となりますが、定住者向け住宅改修事業として、最大50万円を補助する制度を設けています。また、この他に、空き家を改修して、賃貸住宅を整備する県の補助金もあり、これを財源とした新たな空き家利活用メニューを増やすことも可能であると考えております。

●原議長

2番、牛尾議員。

●牛尾議員

ありがとうございました。空き家が町にとって大変大きな問題であるというご認識をまずは、確認をさせていただきました。その中で、大変これ個人資産に対する扱いになりますので、本当に町の思いがですね、そのままストレートに表現できる、いろんな施策を展開するということは非常に難しい。そういった背景があるというのは、これはもう誰しもが理解できるころだろうというふうに思いますが、その中でも、やはりこれだけ問題がといますか、住民生活に様々な形で、やはり悪い影響を及ぼしている実態がますます深くなっていくんだろうということも、やっぱり住んでる方々がやはり不安に思っていることも事実であろうというふうに思います。そういった背景を持って質問をさせていただき、1年前にも同様の質問をさせていただきました、質問の内容もほぼ同じような形でさせていただきました。12月に、いわゆる法改正があつて、さらに踏み込んだ内容が事詳しく整理されたものが提示されたということで、改めて質問させていただいたということ、ご理解をいただければというふうに思います。最初に、一つずつちょっと順番を追って、質問を進めていきたいというふうに思います。まず最初に空き家の管理サービスについてであります。ちょっと私の質問の仕方が悪かったというところもあるのかなと思います。町として体制整備をやるべきじゃないかというふうなちょっとストレートな言い方をしてしまいました。町長答弁にありましたように、これも私の認識としては、これが町が直接やるというよりも、これはいわゆる民間サービスが基本であろうと思います。民間の有償サービスですね。これが基本であろうという認識であります。町の役割としては、どちらかという、やはり、これだけのやはり問題という状況に対して、そのサービスを民間サービスが、少しでも早く進められるような、いわゆる後押し、プッシュですね。そういった取組みについて、何かお考えはないだろうかという意味合いがどちらかとして強かったんですけども、十分書ききれなかったところを私の質問が悪かったんだろうというふうに思いますので、ちょっと改めてそこのお考えを聞かせいただければというふうに思います。

●原議長

番外、美郷暮らし推進課長。

●永妻美郷暮らし推進課長

失礼いたします。空き家管理サービスの提供についてでございますけれども、確かに町長申しましたとおり、まずは個人さんのところでやっていただくというのが、大原則というところで考えております。ただ、議員おっしゃるように、空き家の問題というのは非常に、当町としても、重要な課題だということは認識しております。この管理制度につきましても、管理のサービスということにつきましても、民間で行われているところもあるということは承知しておりますので、うちのほうから、例えばシルバー人材さんのサービスの拡充であったり、もう一つは、ふるさと納税のしくみといいますか、その中の返礼品の一つとして墓地の管理のサービスであったりそれから空き地の草刈りのサービスといったようなものもございますので、そういったところの事業者さんへのサービスの拡充としての働きかけというのは、うちとしてもやっていけるのではないかと

いうふうを考えております。

●原議長

2番、牛尾議員。

●牛尾議員

今、具体的にちょっと事例も挙げながらご説明をいただきました。で、なぜ問題になってるかどういふと、やはりは離れてしまえばどうしても、やはり皆さん、新しい土地での仕事、生活があって、当然、ぼっと暇をもてあましてるわけじゃなくて、忙しい日々を、それぞれの家庭、新しい場所で暮らしておられるということで、やはり思いが、こちらのほうの状況まで至らない、ふっと思い出した時には、もう、かなり時間が経過しているというふうなことが、やっぱり実態じゃないかなあというふうに思います。全て放置されている方が、悪意を持つということでは、私はないんだろうというふうに思っております。だから、実際、私の知るところでは、知り合いに頼んで定期的に、多分、お金を何かしらお支払いしてだと思えますけども、定期的に庭の草刈りを頼んだりとかいうふうにされておられる実態も承知をしております。だから、こういうのを、もう少し幅広い組織的な取組みにすることで、気にかけている人が結構多いだろうと思っておりますので、土地を離れて空き家にしていることを気にかけてる人がやっぱり結構多いと思えますので、そういう方々に、こういうサービスがあるから利用されませんかということの、やはり、そういう具体的なものを提示することで、改善されていくケースというのはあるだろうというふうに思います。現実、本当に今の時期、葛の葉がどんどん、1日何十センチも伸びますから。あれは。侵入してもう耐えられんというふうな実態がそう少なくない事例だろうというふうに思いますので、それをやはり、近隣の方々が善意で処理をされているというのが実態だろうと思えますので、やはり、少しでも、そういう状況がですね、改善できるよということのお声掛けができるその背景をですね、整備を町としても働きかけることで進められるということが必要だと思います。先ほど墓守の話がございました。墓守というか、墓の管理ですね。きれいに掃除をしてあげる。庭の草を取ってあげるということだろうと思うというふうに思いますし、空き地の話もありましたですかね。空き地も草刈りをする返礼品として、大体時間か、面積か何かで多分幾らぐらいというふうな設定をされているんだろうと思えますけども、例えば社協さんなんか、庭の剪定なんかも受けておられますよね。あれも一つの場合によっては、とり方によっては、その空き家の庭木の管理という位置づけになろうかというふうに思いますので、それを広める形で、草刈りとかいうふうなものを用意すれば、一定量の業務、仕事ですね、としてのボリュームが出てくるんじゃないかなというふうに思います。実際、個人個人のつながりでやっているそのサービスもですね、そのやっつてる方と、社協の協力者みたいな形で取り組んでいただくことで、広がりが出てくるようなことになればいいのかなというふうに思いますので、少し町としての働きかけをお願いできればというふうに思います。

●原議長

番外、美郷暮らし推進課長。

●永妻美郷暮らし推進課長

ご提案ありがとうございます。現在は、答弁の中でも、町長申し上げましたとおり、

空き家バンクの取組み、利活用のほうを中心とした今、町としては、取組みの方を重点に置いて進めているというところでございまして、その維持管理というところについては、まだなかなか力を入り切れてないところはあるというふうに思っております。民間のそういったサービスを知られない方もいらっしゃると思いますので、そういった空き家バンクのサービスと合わせてそういったサービスも、周知といいますか、することも検討していきたいというふうに考えたいと思います。

●原議長

2番、牛尾議員。

●牛尾議員

ありがとうございます。ぜひともお願いします。それで今空き家バンクの周知の話も出ました。それと、答弁をいただいた中で、継続的に、空き家管理を適正にすることの通知、固定資産税の賦課通知ですね。これは、固定資産税の賦課通知は空き家になっている方々のほぼ全てのところに届いているという理解でよろしいのでしょうか。

●原議長

番外、住民課長。

●志村住民課長

すいません。固定資産税の賦課の通知につきましては、うちのほうで把握をしている家屋、土地のあるものについての所有者が分かるものについては、全てお送りしております。全て通知をしております。

●原議長

2番、牛尾議員。

●牛尾議員

そうすると、届け先の不明なものが届けようがないということだろうというふうに思っていますので、可能な部分については、通知をされているということで、かなり高率でその通知がいつてる。だからそれに合わせて空き家バンク制度のチラシを送られているということなんだと思いますので、ただ空き家バンクは、利活用ですね、利活用できるためのお見合いの場みたいな、利用できますよという提供の場と、利用したいという出会いの場というふうな私は理解をしております。だから、空き家の場合は、利活用出来ない特定空き家とすると、危険な空き家ということで、どんどん悪くなっていくケースも結構あるというふうに、実態としてあるだろうというふうに思っておりますので、確かに空き家バンクのものは、それはそれとして情報として大事だと思いますけども、もう少し幅広いですね、空き家の管理について考えていただく、思い出していただく。あなた空き家あったでしょと。今どうなってるのというふうなことを自覚をして一つ周りに迷惑をかけていないだろうかというふうな思いをめぐらしていただくようなもので、ちょっと調べてみますとですね、県が何かつくってますね。県がホームページ見てますとですね、空き屋の2種類見てましたね。空き家の手入れをしますかというチラシ、裏側は、空き家の適正な何たらかんちゃらってということで、チェックしてみましようというふうな、こういうチラシが一つ作っていますね。家へお持ちの皆様、これは、幅広いものですけども、これ表裏です。ちょっと私、プリントアウト両面にしましたけど、こ

ういう2種類をつくっております。これはどちらかということ、空き家の適正な管理がされてますかということ、本当に大丈夫、迷惑かけてないの。空き家の手入れをしますかというストレートなそれぞれの市町村の連絡先が書いてありますので、何かあったらこちらに連絡してねというふうなものがありますので、少なくとも、やっぱりこういったものを、空き家バンクだけじゃなくって、こういったやはり本当にいいのというふうなことをですね、少し何ていうか、努力義務をですね、があるんですよと、あなたは努力義務をしないとけないんですよという法律の、その部分をですね、やっぱり伝えるようなもの、それと、当然、空き家として利活用できるものについては積極的に利活用する。それについては、この後で言いますけども、助成制度もありますよというふうな情報提供もしてあげるといふふうなことで、もう少し情報提供の内容を膨らまして、しっかりとしたものにしてはいかがでしょうか。

●原議長

番外、美郷暮らし推進課長、。

●永妻美郷暮らし推進課長

ありがとうございます。確かに空き家の維持管理というところを含めての周知というのは、大変重要なことだというふうに思います。それで、少しでも、所有者の方の意識づけ、動機づけといったものができる方法というものを考えて、ちょっと検討していきたいというふうに思います。

●原議長

2番、牛尾議員。

●牛尾議員

どうかよろしくお願ひしたいと申します。実際に行動を起こされる方っていうのは、そんなに多くないのかもしれないけれども、やはり今よりはよくなるということをやっぱり期待できると思っておりますので、事例が一つずつそういう事例が積み上がっていくということが大事だろうというふうに、行動を起こしていただくということが大事だろうと思っておりますので、ぜひともお願ひをしたいというふうに申します。それともう一つ、リフォームですね、使えるものはしっかりと使っていききたいという考え、これも大事だろうと思っております。それで少し前向きな答弁をいただきました。新たな今も新築については、解体補助200万ということで、かなりの高額な解体助成をされているということで、これは新築セットだよということで、これは魅力のある事業メニューだろうというふうに申します。ただ、これは危険な空き家だったりというふうなことが前提になる場合もあると思っておりますので、そうじゃなくて今使えるものですね、リフォームということで、県の補助金もありということですので、これもう少し具体的に何かお考えがあればお聞かせいただけますか。

●原議長

番外、美郷暮らし推進課長。

●永妻美郷暮らし推進課長

最後の答弁に書きました空き家の新たなメニューというところでございますけれども、県の方の補助事業といたしまして島根定住推進住宅整備支援事業というものがござい

す。これには新築のを対象にしたものと、それから改修を対象にしたものということで新築につきましては今、民間借り上げ住宅ですとか、若者定住住宅等で活用しておりますけれども、この改修につきましては、空き家をリフォームして、賃貸用に貸出していくという制度があります。これにつきましては、当町ではまだ取り入れておりませんが、近隣の市町、県内でも全部ではございませんけれども、結構な自治体さんのほうで取り入れられて活用されているということをお聞きしておりますので、現在、その事業化に向けたところが出来ないかなというところで、いろいろちょっと今、各自治体の制度の内容だったり実態というものを、今ちょっと研究をしているところでございます。

●原議長

2番、牛尾議員。

●牛尾議員

島根定住推進住宅整備支援事業、私も県の方に行って勉強をさせていただきました。何かいい事業ないのということで行ききました。そうしますと、結構補助率いいんですね。これは。だから直接事業で町が直接やる場合と、要は町内の所有者だったり、工務店だったり事業主体になって、リフォームをかけて提供するという間接事業と、2つあるということのようです。今近隣市町村でやっておられる事例があるという話もありまして、私も、津和野町なんか、どっちかいうと、結構、しっかりとこれを使ってやっておられて実績を上げておられるということ伺いました。今、ああいうファミリー向け住宅をやっております。それはそれとして、一つの政策として、私は大事だというふうに思っておりますが、大変もう一つのアイテムとして、これも十分活用すべきだろうというふうに思います。いわゆる国と県、それと町、いわゆる3つの行政が、金を出し合って、どっちかいうと国が結構金を出すような形になっております。町が、全体の6分の1ぐらいですかね。全体というか、事業補助分の6分の1ぐらいの事業費で済むような計算になってくるような事業内容になってますので、結構、やりやすい事業だというふうに思います。ぜひとも、新年度、来年度に向けてもですね、事業として、組立てていただきたいというふうに思いますけども、いかがでしょうか。

●原議長

番外、美郷暮らし推進課長。

●永妻美郷暮らし推進課長

これの来年度の予算に向けては少しいろいろな、どういうんですか、実態ですとか、補助の内容を等々と整理していく必要があると思いますけれども、いずれにしても、こういった形で、リフォームが、もし仮にしていたことができるのであれば、空き家の対策の一つの事業としても、大きな活用ということになるのかなというふうに考えております。ただ町が空き家を持ってということになると、なかなかですね、ちょっとそれは難しいというところがあるかと思っておりますけれども、空き家の所有者の方に対して、そういう方がいらっしゃるかどうかというところのニーズも含めて調査をしながら、事業の創設に向けて検討はしていきたいというふうに考えております。

●原議長

2番、牛尾議員。

●牛尾議員

両方、直接事業と間接事業と、2つあります。事例を聞きますと、直接事業は、空き家改修と言いながら、もともと町施設だったものを、いわゆるUIターン、UIターン対象になりますので、それとお試し住宅とか、そういうものが対象になります。だから、もともと町施設だったものを、そういうUIターン者向けに改修という形で、町施設の場合はそういう事業の使い方をどうもされる。だから新しい家を買って、空き家になっている個人住宅を買上げてというよりも、町施設をそういうふうにUIターン者向けに改修するということを検討されてるという話は伺いました。だから一般的に行われているのは、やはり、工務店さんがどちらかというところ、そういう住宅で、ある程度そういうニーズを把握しているわけですね。だから、親戚筋とかそういうところから、何かいいのはいないかねみたいな相談が多分あるんじゃないかなと思うんですけども、空き家を何とかしてよみたいな話で、今度誰それがそっちに帰るからみたいな話で、ある程度その当てがないと、やみくもに、その工務店さんもですね、住宅をリフォームすればどんどん売れるみたいな時代ではないと思います。ただ、新築住宅は今すごく上がってますので、リフォームは、やっぱり結構魅力的かなというふうに思います。広い庭も付いて、場合によっては田んぼもついてですね、畑もついて、ということで、リフォームでこういう補助金を使えば、その利用者負担もかなり下がってくるだろうというふうに思いますので、やはり魅力的な取組みができると思います。それともう一つは、やはり県外からの移住相談は、やっぱり結構あると思ってまして、その時に、すぐ提供できるという話ではないですけども、一つのそういう具体例をつくっていくことでこういうふうに、少し待っていただければ、何とか対応出来ますよということの、いわゆる説得材料になる。来ていただいた要望を、聞きたいんだけどもということの一つの具体的な答えを用意することは出来るだろうと。空き家バンクも含めて、対称物件になりそうなところを把握し、工務店さんとも情報共有することで、何か月待っていただければ提供出来ますよというふうな具体的な取組みにもなるんだろうと思いますので、ぜひとも、事業化に向けて頑張っていただければというふうに思います。

●原議長

番外、美郷暮らし推進課長。

●永妻美郷暮らし推進課長

確かに空き家を求められる方のニーズというのは賃貸というのがニーズとしては多くございますので、こういった賃貸住宅というものに向けてですね、検討のほうは進めていきたいというふうに思っております。

●原議長

2番、牛尾議員。

●牛尾議員

一つ目は、以上でございます。

●原議長

番外、町長。

●嘉戸町長

それでは牛尾議員2つ目のご質問、賑わい創出は、生産現場からにお答えをいたします。まず、産直市への出品の有無にかかわらず、積極的に農産物生産や加工品生産に関わる方々の前向きな活動には、積極的な支援をこれまでも行ってきており、これからもその姿勢は変わりません。現在、産直みさと市の運営は、みさと産直企業組合によって運営されており、地元野菜の販売、加工品等の販売を行っておりますが、会員の主となる、町内の農家さんの高齢化に伴い、製品の品数の減少や、偏りが出るといった声も聞かれるところで、農産物や加工品の品ぞろえの充実は、産直機能の維持や拡大には、大変重要なことだと認識をしております。そこで、ご質問として生産販売を行っている農家等に対する生産拡大や、省力化のための必要な施設、機械の導入支援、定期的な栽培勉強会の開催、効率的な集荷方法の導入等に取り組む必要があるのではないか、というご質問ですが、現在、産直市の野菜部会や産直ネットワークの主催で、産直市の会員を対象とした栽培講習会、そして町の農業普及指導員が講師となって、様々なテーマで勉強会は開催をさせていただいております。また、あわせて、町の農業普及指導員が個別の農家への栽培指導にも回っていただいております。そして、生産現場における支援につきましては、農畜産物等振興事業補助金のメニューとして、出荷用ハウスの建設事業や有機質堆肥利用促進事業等を設けています。ぜひご活用いただければと思います。既存事業者の商品開発や加工設備の支援につきましては、都賀西に、惣菜製造業や菓子製造業など、計6つの製造許可を得た大和農林産物処理加工施設があり、加工グループの支援、特産品の開発製造の場として、現在、御活用いただいております。財政的な支援としましても、美郷町地域商工業等支援事業において、中小企業者や組合、または個人などの加工グループ等で、新たな特産品の研究開発及び生産を行う者に対する補助制度があり、これらの活用によって、新しい特産品の開発、製品のブラッシュアップが可能であると考えています。加えまして、美郷町商工会におきましても、年2回実施されている町内の特産品を集めた通販の取組み、美郷コレクションを通して、商品パッケージのブラッシュアップ等につながったケースや、SNSの活用方法セミナーの開催など、事業者支援の取組みも行っておられます。町商工会が、ともに事業者を支援し、新たな特産品の開発につながるよう、制度等の情報発信に、今後も努めてまいりたいと思います。そして、産直市のそのものの取組みとして、新たに通販やふるさと便に取り込むことで、販路拡大を図ることが必要とのこととさせていただきます。ちなみに現在の産直市の売上げの内訳は、店頭販売が約96%、産直市創業祭などのイベント販売が約3%、その他が約1%となっており、連携協定を結んでおります神奈川県大磯町の大磯コネクトでの販売や、ふるさと納税の返礼品などとなっております。このように、現在、産直市の売上げを見ましても、約96%が町内の消費となっていることから、先ほども申し上げましたように、そもそもの品揃えの品目や量の改善を図ることによって、より多くの消費者を取り込むことが出来ます。物流や輸送等について、地理的条件の悪い中山間地域におきまして、例えばECサイトを活用したネット販売というのは、一つの販路拡大の手法と言えるかもしれません。いずれにしましても、町といたしましては、産直企業組合に関わる事業者、生産者の方針に沿った支援を行っていきたいと考えており、既存の各種補助制度などを積極的に活用、周知をし、取組みを支援してまいりたいと思います。

●原議長

2番、牛尾議員。

●牛尾議員

ありがとうございました。産直市と申しますか、今、賑わい創出施設が、進行中であるということで、その一つの大きな位置づけが、1階部分のいわゆる産直市が重要な役割を占めてくるだろうということの思いが一つあったということですけども、今回はそれを直接的に議論はちょっとするのはやめて、そこが賑わうということは、まずもって、生産物がここに来ないと、たくさんいろんなものが魅力あるものがそろわないと、まず駄目だろうと。だから、そこの運営よりは、まずそこだということで、今回質問をさせていただいたところです。若干運営的なところも述べさせていただきますけども、その部分については、また別な機会に、議論はできる機会があればというふうな気持ちを持っております。ということで、賑わいは生産現場からというタイトルをつけさせていただいたということであります。最初、答弁の最初にもありましたように、みさと市が少しずつ、やはり少しずつ寂しくなっているんだという問題意識を持っておられる。最後のほうで、やはり品揃えが必要だよというふうな課題認識も持っておられるということは確認をさせていただきました。やっぱり、そこでいろんな品物をどう揃えるかといったときに、とりあえず農産物がキーになってくるんだらうと。それと、もう一つは、加工品、農産物を使った加工品、そういったものを、加工品は農産物だけではないんですけども、農産加工品が、こういった地域では重要になってくるんだらうなというふうに思いますので、その2点について質問をできるだけ集約させていただきたいというふうに思っております。まず町の方で農業の普及指導員を確保して取り組んでおられることは、これはもう本当にすごいことだなというふうに思っております。いろいろ勉強会、講習会をされているということですので、その辺の状況をちょっと教えていただけますか。

●原議長

番外、産業振興課長。

●行田産業振興課長

今の普及員の産直に対しての支援というか、講習会の状況でございますけども、こちらに今年度の産直市の総会の資料がございますけども、昨年はずいぶん、2回ほど、野菜の栽培講習会の方を開催をしております。昨年の7月に、これ出雲のほうに出かけまして、野菜の栽培研修会を行っておられるようでございます。それと、今年の2月にですね、みさと館のほうで、町内の農業者を集めて野菜の栽培研修会のほう開催されているようでございます。以上です。

●原議長

2番、牛尾議員。

●牛尾議員

農業生産を、これから少しでも品目を新しいものを取り入れたりする取組みが必要になってくると思うんですけども、そういったことについては、やはり産直市に、どういうふう運営していくかという、ちょっとそれを置いての話になってくるんですけども、

やはりボリュームとそれとレパートリーといいますか、色んな違うものがたくさんということが一つの魅力になってくるんかなと。同じものをね、かぼちゃばっかしで、同じものを生産者が違うだけで並ぶというのも、それはそれだけの消費量があれば、それはそうかもしれないですけども、やはり生産者が、ある程度自分のこだわりを持った形で物を作っていくということ。それと産直市だけに限らず、やはり、つくったものをいろんな経由、ルートを通じて売っていくということもこれから必要になってくるだろうと思うんですけども、そういったことに対しては、ある程度、産直市に出すということが、一つは、生産者としてのまず、何ていうかな、基礎部分といいますか、勉強部分、だから本気で農業でというところまでは、なかなかそう引っ張り上げることは難しいし、そういう対象者が少ないという事実がありますので、なんですけども、やはり少しずつでも、農業の販売収入を得ることのおもしろさ、いいものをつくって売れることのおもしろさというものは、単にちょこちょこつくるだけではなくて、ある程度のボリュームを持ってつくっていくということも必要になってくるだろうと思います。それと品数がある程度出してくるということも必要になってきますので、そういうことについては、本人、こうして2回と1回の講習会というよりも、もう少し頻繁にお互いの勉強会が必要なのかなというふうに思います。要は、数が本当にもう少ない生産者、貴重な生産者だと思います。新規の就農者を確保するというのは、別の施策で、本当にそれで今取り組もうとしておられますので、それはそれとして、今、頑張っておられる様々な年代というか、若い方は少ないんですけども、ある程度、中高齢者の方々に頑張っていたただく。そうした方々に面白いよという声を上げていただくために、農業の何ていうかな、技術的なアドバイスをしっかりとやって、もっと活発にやろうということも含めてですね、勉強会をもう少しやられたらいかがかなというふうに思います。

●原議長

番外、産業振興課長。

●行田産業振興課長

ご質問とご意見だと思って承りました。今回このご質問を受けた時にですね、この産直企業組合としての売上げの割合というのを、ちょっと出してみました。この中でですね、牛尾議員言われる、その専業農家等、要は一般的な農家のとこの部分なんですけども、昨年度のこの産直企業組合の売上げの割合としまして、まず専業農家での、要は出品ですね、野菜を出したりとかいうふうなところの売上げが全体の32%でございます。それと、あと加工グループですね、加工品だったりとか、物を出すところなんですけども、これが全体の42%の売上げです。それと、今言われた一般農家、要は、家庭菜園的に、ちょっと余ったから出してみようというふうなところが26%という内訳でございました。これをやっぱり見ますにですね、少なからずその全体農業としての割合は、約5割強を超えてるというふうな売上げでございます。それが、要は、この産直企業組合での店頭での売上げが約96%、町内で消費されてるということは、ある意味その地産地消で成り立ってるというふうなところの状況だと思います。ですので、今、議員がおっしゃられた、野菜を作ってみて面白いから、もうちょっと出してみようとか、そういうふうなところの取組みというのは、やはり農業普及員であったり、町の取組みでも、やはり重要なことだと思いますので、今後、組合での一応この、今回、野菜講習会というふうなところで、年に2回というふうな状況でございますけども、もっともっとこ

れはね、増やしてもいいのかなというふうな認識でおります。以上です。

●原議長

2番、牛尾議員。

●牛尾議員

ちょっと時間配分を私が間違ってますので、今普及員、県の普及員ですね、も絡めてというふうなこともおっしゃられました。確かにそうだと思いますので、営農指導員さんもおられますので、そういった方々いろんな、農家レベル、品目性、いわゆる農協が奨励しているその品目に対する講習会、勉強会とか、いろんなちょっとステージがちょっと違ってくるんで一概にはなかなか言いにくいんですけども、もう一つ、アイデアとして、申し上げたいのは、教えるのは、いわゆる農家が教えていいと思いますので、要は、私が聞いてなるほどなと思った事例も、かなりこれ前の事例ですけれども、いわゆる農家マスター、農家マスター制度というのがありまして、いわゆる、必ずこの人は、何であの人は、これ、こんなにうまくつくるんだらうっていう人が得意な方がおられるんですよ。あの人本当に里いもなんてこんなのできるんだみたいな話の人がおったりとかですね。あの人のキャベツがやわらかくておいしいよねっていうのは、必ずどっかにおられるんです。その方々が、いわゆるそういうのをオープンに勉強会しましょうよっていうことなんですね。だから、そういうのを取組みとして、農家マスター、あなたはマスターだけん、何でもう教えてあげてよと。だからあの人に教えてもらってと。いわゆるお墨つきを与えて、聞きやすくするんですよ、制度的に。町との役割として、そういうことを、町として仕掛けてあげるということが一つ面白いんじゃないかなというふうに思いますので、こういうのも町の指導員さんと話ししながらですね、それぞれの何ていうかな、我々、第三者がやるんじゃないで自分たちが自分たちの勉強として高めていくというふうな取組みも、結構面白い。だからそれ情報交換、常日頃できるんですよ、面白いと思いますので、検討をしていただければと思います。それと、今回、もう一つの大事なことは、農業施設機械、そういったものを、頑張ってる農家に対して少し手を差し伸べて支援をしてあげていただくことは出来ないだろうかということです。ハウスの事業だったですかね。出荷用ハウス建設事業、堆肥利用促進とってそういう事業ありますけども、今年大変暑かったですね。例えば、遮光カーテン1枚掛けたいということについては、多分この事業の中では出来ないだろうというふうに思います。例えば暑いから冷房施設、駅前なんかで霧を吹き出ますよね。あれをハウスの中に設置をして、いわゆるハウス内の温度を下げると、気化熱でハウスの温度を下げると。もうこれも一般的な技術であります。埋立てする時に管理機、本当は、助成対象にしてほしいんですけども、なかなか補助事業上難しいというあれがありますので、汎用性の機械になりますので、いわゆる畝たてアタッチメントですね、畝たて用のアタッチメント、いわゆるそれを付けると畝が丸くなっていくという成形機というふうなもの、トラクターでも管理機でもアタッチメントがあるとか、いろんなケースがあるだろうと思います。小さなことでは防虫ネットまでやるかどうかっていうのはあるかもわかりませんが、農薬を少なくするということが一つアイテムではありますので、防虫ネットも、10年ぐらいは使えますので、そういうのも、一つのものとしてはいいのかなとか。薬剤散布とかですね、そういったところのものに対して、応援しているよという一つのメッセージを含めて、助成をしていただける、少し、助成枠を広げる

というふうなことを検討をしていけないでしょうか。

●原議長

番外、産業振興課長。

●行田産業振興課長

まず農家マスターのところのお話があったかと思いますが、そこに関しましては、やはり産業振興課の職員、町に出かけて行って農業者と触れ合う機会が多いございます。あと、うちの農業普及員、町に出かけて行ってというふうなところで、議員おっしゃられる、この人すごくこれが作るのが上手とか、この人すごくこれがうまいものをつくるとかというふうなところがあるだと思えます。そういった要はその農家さんの中でのネットワークをつくるっていうのは、やはりすごく大事なことではないかなと思ってます。これが要は産直企業組合の一つのネットワークとしてあるわけなんですけども、そこがやはりやはり近年の高齢化であったりとか、やはり製品の欠落ふうなところになってきて、やはりその関係性が希薄になってるっていうのは確かにあるんじゃないかと思えます。そういったところをですね、町のほうから声かけをして、こういうものに関しての野菜の勉強会であったり、トマト、キュウリとかそういったものでも、家庭菜園のものにも、ちゃんとこういうふうによれば上手につくれるよというふうなところでの栽培指導なんかは細かく出来ますので、そういったところのその、例えば上手な人を呼んでやるとかっていうのは一つの手ではないかなと思えますので、ここのことは検討してまいりたいというふうに思います。それと、あと2点目の、農業機械の支援というふうなところでございます。これ農畜産物等振興事業の補助金の中に、メニューですね、実際この今の機械整備に関しては、補助メニューは実際、今現在ございません。ここのところのメニューに関しましては、以前、その、あったんですけど、出荷用野菜に関しては助成というのはあったんです。要は、野菜を出荷したら、その品目に限らず、その助成をするというの、要は苗代みたいなどの助成制度があったんですけども、やはり、これが、要は、ちょい出しだけで、そのお金が出てしまうというふうなところの状況でありましたんで、ちょっと補助金がちょっとばらまき加減がちょっと多くございました。そこでちょっとこれ、令和2年のところで、一旦取りやめをしてるんですけども、その段階で、今後その、要は、どこの方を対象に、そういった機械整備であるとか、農薬散布、それから霧吹きですね、それから遮光カーテンとかいろんな要は施設の細かいところの整備が出来ないかというふうなご質問だったと思うんですけども、そのところ要はどこを線引きにして、補助金のばらまきにならないようにっていうふうなところでの、やはりここの整理が必要かなというふうに思いますので、これは、来年度予算のところの今編成時期も、もうすぐかかってくるところでございますので、課内のほうでもちょっと検討しまして、限りある予算枠の中の話でございますので、ここのところは検討すべき事項になろうかなというふうに思います。よろしくお願ひします。

●原議長

2番、牛尾議員。

●牛尾議員

ありがとうございます。本当に、今踏ん張って頑張っている農家の方々に、ご苦労さんと、よろしくという気持ちを込めて、一步踏み込んだそういう支援をぜひと

もお願いをしたいなというふうに思います。それと、もう時間がないんですけども、加工についても一言申し上げさせていただければと思います。要はいろんな事業メニューが用意されておられるということで、心配ないよというふうな、ご答弁だったかなというふうに思います。実際、本当にそれがどれくらい使われてるんだろうかなと、実際事業の動きがどれくらいあるんだろうかなということが、一つ、評価の鍵になってくるんだろうというふうに思います。生坂村に視察に行かれた折に、いわゆる加工の女性中心による加工グループが大変大きな力を発揮しているのを視察にしておられると思いますので、確かにいろんな事例を見ますとですね、女性を中心とした加工グループが元気があって組織的にしっかりとした体制で、生産物をいろいろ工夫して作って販売をしているそういう地域を私も、数はそんなに多くないですけど、いくつか見させていただいたときに、やっぱり地域として、なんか元気があるなという感じを受けました。やはり加工っていうのも私すごく大事だと思ってます。女性の方々が、頑張るという姿がですね、地域を支えていただく大きなパワーになるんだろうというふうに思っておりますので、それで、加工品も品数がそろそろということも一つの産直市の大きな魅力になると、私は思っておりますので、今、私も今回の質問をするまでにどういう状況かということで調べればよかったですけど、ちょっと調べ切れておりません。ぜひともそういうところの確認をしていただいて、例えば、もう本当に、あなた方に中心になってもらいたいという加工組織として位置づけられる組織があるのか、ないのか。一定のグループを二つ三つ集まって一つの新しい組織にしたほうがいいのかということも含めて、しっかりと支援をして、一つの加工品を町の特産物づくりに育て上げるというふうな一つ何か勢いのある取組みをしていただければなというふうに思います。

●原議長

番外、産業振興課長。

●行田産業振興課長

加工品、グループへの支援というふうなところのところだと思います。確かに町内各地にですね、この今加工グループっていうのはおられまして、やはり、ただ、このグループの方々に関しましても、やはり、高齢化であったりとかいうところが躊躇に見られるところがございます。確かにご紹介もしましたけどこの地域商工業支援事業の中にですね、特産品加工支援事業というものがございます。これが上限100万円で、2分の1の補助というふうなところがございますので、ただ、これが、昨年度の実績を見てみましても、この事例がやはりございませんでした。そういったところのPR不足のこちらの件もあるかもしれませんけども、ここのところはですねそういう支援事業もあって、これは、町内の加工グループであったり、個人であったりというふうな、事業者であったりというところも、これは使えますので、この辺のところはしっかりPRして、今後も支援をしてまいりたいというふうに思います。よろしくお願いします。

●牛尾議員

ありがとうございます。終わります。

●原議長

牛尾議員の質問が終わりました。

通告4、8番・藤原修治議員。

●原議長

8番、藤原修治議員。

●藤原修治議員

1点ばかり、議長のお許しをいただきましたので、質問をさせていただきたいと思えます。高齢者の新規のエアコン設置に補助金をというテーマであります。今年の夏も異常な暑さによる熱中症アラートが多発しました。美郷町からは、不要な外出や野外作業を避け、特に高齢者や乳幼児は、家の中でエアコン等の涼しい環境の中で、水分補給をしながら過ごしてくださいとの注意喚起がその都度放送され、危険な暑さが続きました。今でも続いております。この異常な暑さが毎年続けば、これまで山間部で涼風に恵まれ、エアコンが不要な場所に居住されていた人たちも、エアコンなしでは生活出来ない状況になると予測がされます。美郷町では、ゼロカーボン促進事業補助金により、条件を満たせばエアコンの更新については補助金があります。これはCO2の削減という環境面からの施策であります。しかしながら、熱中症の予防につながるエアコンの新規設置に対しては、補助金がありません。同じエアコンの設置でありながら公平感が否めません。このような状況の中で今年の気候を振り返り、次の3点について質問をしたいと思えます。1点目は、今年の熱中症の疑いによる救急搬送の件数、過去3年間の救急搬送件数や年代別の状況をお伺いいたします。2点目としましては、町内のエアコンの普及率ほどのくらいでしょうか。また、町の熱中症に対する具体的な対策状況をお伺いしたいと思います。3点目、熱中症対策に対する高齢者の新規のエアコン設置を支援する補助制度を創設し、健康を守る施策が必要と考えますが、見解をお伺いしたいと思います。以上よろしくお願いをいたします。

●原議長

番外、町長。

●嘉戸町長

それでは藤原修治議員の高齢者の新規のエアコン設置に補助金をのご質問にお答えをいたします。議員ご指摘のとおり、今年も異常な暑さが長く続く夏となりました。気象庁の発表によると、今年の夏の日本の平均気温は平年と比べて1.76度高くなり、2023年と並んで、気象庁が、1898年に統計をとり始めてから最も暑い夏となったとのことです。美郷町でも、連日猛暑が続き、夜になっても気温が下がらず、朝早い時間台から30度を超える日が多くありました。以前にはなかった気象状況から、町民、特に高齢者の健康を心配された上でのご提案であると思っております。1点目の緊急搬送の状況についてお答えをいたします。今年の熱中症の疑いによる緊急搬送の件数ですが、美郷町では、今年の1月から8月末までの8か月間で、254件、236の方が救急搬送をされておられ、そのうち、熱中症の疑いにより、緊急搬送された方は19人で、内訳は、高齢者16人、成人の方2人、少年1人となっております。次に過去3年間の緊急搬送件数です。令和5年は305件、296の方が緊急搬送され、そのうち、熱中症の疑いにより搬送された方は7人。内訳は、高齢者4人、成人1人、少年2人となっております。令和4年は303件、295の方が搬送され、そのうち熱中症の疑いによる搬送は、5人で、内訳は、高齢者4人、成人1人となっております。令和3年は271件、258の方が搬送され、そのうち熱中症の疑いによる搬送は9人で全ての方が高齢者の方となって

おります。ただいま申し上げましたデータは、江津邑智消防組合からご提供いただいたものです。2点目の町内のエアコン普及率と、町の熱中症対策状況についてお答えをいたします。町内のエアコン普及率につきましては、全世帯を対象とした、エアコンの設置調査というのには行っておりませんので、把握は出来ておりません。内閣府が令和5年に実施した消費動向調査というものによりますと、全国の令和5年3月末時点でのエアコン普及率は91.5%となっております。また、全ての方が対象となっていないため、あくまで参考の数字になりますが、健康福祉課で把握しております地域単位の要支援者の方のうち、エアコンの設置状況を、先月末時点で調査したところ、地域差はありますが、おおむね8割から9割の方がエアコンを設置されております。ただし、比較的標高が高いような地域では、6割から7割程度というような状況です。続きまして町の熱中症の対策状況についてお答えいたします。議員からもございましたが、熱中症アラートが発表された場合、直ちに防災行政無線による注意喚起を行っております。保健師が高齢者宅に設定調査や戸別訪問をした際には、熱中症予防の啓発のチラシを直接手渡しをして説明をしており、また、地域連携会議におきまして、民生委員の皆さんにも、熱中症予防の啓発について、ご協力をいただくようお願いをさせていただいております。3点目の熱中症対策として、高齢者の新規のエアコンの設置を支援する補助金制度の創設をしてはいかがかと、こういうご質問でございます。美郷町では、財源的に非常に有利な環境省の地域脱炭素移行再エネ推進交付金、重点対策加速化事業の採択を受け、令和4年度からゼロカーボン関係補助金を創設しております。エアコンの設置、LED照明の設置、太陽光パネル、蓄電池の設置、薪ストーブ、電気自動車の購入、V2H設備の導入など、他の自治体にはない独自の充実した補助制度を行っております。そのうち、エアコンの設置に対する補助につきましては、脱炭素移行という国からの補助金の目的から、高効率のエアコンを設置していただくことを条件として、もともと設置をしているエアコン設備から、30%以上のCO2削減効果が得られる設備を設置していただくことが条件となっております。古いエアコンから高効率のエアコンへの買い替えが基本的な対象ではありますが、新規にエアコンを設置していただく場合には、石油ストーブやオイルヒーターなどから、高効率の冷暖房エアコンへの買い替えといったケースも補助の対象となる可能性がありますので、ぜひ、この補助制度を活用していただき、上手にエアコンを利用して、熱中症予防に努めていただければと思います。引き続き、町民の健康を守るため熱中症予防の啓発と、補助制度の周知に努めてまいります。貴重なご意見、ご提案をありがとうございました。

●原議長

8番、藤原議員。

●藤原修治議員

エアコン設置に補助金をということでの質問であります。9月、今日は半ばでありますけど、かってですね、25度は夏日、30度は真夏日、35度以上は、最近は猛暑日と言います。猛暑日という言葉はですね、かってはなかったんですけど、多分、15、6年、17、8年前ですか、この言葉が生まれたように思います。暑い日が続いております。ちなみにですね、今週、熱中症アラートの発表、どのようになっていますか。

●原議長

番外、健康福祉課長。

●石田健康福祉課長

藤原修治議員のご質問にお答えいたします。環境省の方が発表しております熱中症予防情報サイトというところで見ますとですが、今週の月曜日、9月の9日この日に、熱中症警戒アラートが発表されてます。それから、次の日の9月の10日火曜日、この日も熱中症警戒アラートが発表されているという状況になっております。昨日とそれから本日については発表されていないという状況です。追加ですけれども、熱中症特別警戒アラートについては今週は発表されていないという状況です。以上です。

●原議長

8番、藤原議員。

●藤原修治議員

9月になってもですね、かなり警戒アラートが出てるという状況今、お聞きしましたけど、1点目ですね、救急搬送の状況をお伺いしました。これを聞いてね、私、びっくりしたんですけど、今年に入って236件のうち、19件がですね、熱中症関係の方だと、8%となっております。そのうち16人が高齢者であると。これ8割以上ですね。という現実があります。それで、過去3年間の状況お調べてくださいということで今お聞きしましたけど、去年は7件の熱中症、うち4名が高齢者、その前の令和4年は5件で4名が高齢者、令和3年は9件が熱中症、そのうちの9人高齢者ということで、かなり搬送される方々の内訳でいうと、もう8割以上が高齢者ということでありまして。それで、昨年まではですね、せいぜい年間7件前後だったのがですね、今年に入ってますね、もう19件という、これ3倍にいかないですね、2倍、3倍弱という件数になつとるわけでありましてこれ大変異常な事態ではなからうかと思えます。こういった緊急搬送がですね、非常に増えた状況をどういうふうに捉えておられますか。また将来ですね、来年、こういった熱中症患者が増えていくんじゃないかと思えますけど、どういふ予測を立てておられますでしょうか。

●原議長

番外、健康福祉課長。

●石田健康福祉課長

はい、先ほどのご質問のほうでございますが、まず増えたところというところでございます。今回、江津邑智消防組合のほうから、このデータのほうご提供いただいておりますけれども、その提供いただいた際に、少しお話のほうもさせていただきました。その中で一つありましたのが、昨年まで、令和5年までのところではですね、熱中症の搬送車については、7月までだったと。それ以前はですね、7月、暑さにまだ慣れておられないという状況から、熱中症で搬送される方については、7月までだと。8月になると、もう熱中症で搬送される方はいらっしゃらなかったというのがございました。そういうところからするとですね、やはり、今年の8月がやはり、かなり異常な暑さだったというところが伺えるのではないのかなと。それで、熱中症の搬送者が、今年は激増しているというふうな状況ではないかというふうに思われます。それと将来というところでご

ざいますが、なかなか私も専門家ではございませんので、どのような状況になるかというのはなかなかお答えは難しいんですが、そういった消防とのお話もありましたけども、それから、異常な暑さの原因がおそらく地球温暖化といったところも一つの要因ではないかというお話もあります。そういったところを踏まえますと、来年以降を、この暑い状況がですね、変わって涼しくなるかということ、なかなかそうでもないのではないかというふうに思われますので、この、熱中症についての搬送については、来年度以降も減ることは余りないのではないのかというふうには、個人的には思っております。以上です。

●原議長

8番、藤原議員。

●藤原修治議員

今年の分析をされましたけど、8月かなり暑かったということでありまして。確かにですね、以上の暑さは続きました。今でも続いております。先ほど熱中症アラートの状況ね、今週のことをちょっと、お伺いしましたけど、まだまだ暑い日が続くやに思います。気をつけなければならないという状況だと思います。2点目のですね、エアコンの普及率お聞きしましたけど、具体的な調査したものがないという中で、内閣府の調査では91.5%、消費動向調査ですね、これによると、だということを行いました。それで、健康福祉課で把握しとる要支援の方々の状況が、今言われましたけども8割から9割だろうと。地域によって違うと。高齢者では、6割から7割だろうとということを行われました。かってですね、今日控室ですね、同僚議員、比之宮地域の高齢地域ですね、あるいは酒谷お聞きしました。うちは入っとらんということで、かなりですね、今までは涼しかったということでありまして、だったわけでありまして、もうこんだけ地球が温暖化してくるとですね、必ずや入れなければならない状況がやってくるんじゃないかと思っております。それから、町の熱中症対策についてもお伺いしました。保健師あるいは民生委員の方々を通じてですね、啓発のチラシを配るんだ、あるいは、協力を民生委員の方々にですね、協力していただくんだということでありましたけど、今年、非常に上がったと。19人の搬送ですね。今まで7人だったのが、19人ね、もっともっとこれ啓発活動進めていってですね、この数字が上がらないように努めていただきたいと思います。それで3点目、この質問で、新規のエアコン設置を支援する補助制度を創設してはどうかということをお願いしました。確かにですね、再エネ推進交付金ですね、いい制度があります。第1回定例会だったかな、町長、いい制度を引っ張っていただいてですね、我々の生活の質がかなり上がりました。ありがとうございますということね、申し上げた記憶あるんですけど、これはです、CO2対策なんですね。根本的に。エアコンを古いタイプから、30%CO2削減するタイプに変えると、オーケーですよ。それで、私これ気がつかないんですけどね。新規のエアコンもね、これ入るんですね。これ入るという可能性があるということですね。古い石油ストーブ、これからの買い換えですね。可能性があるということで、町長言われましたけど、私、うかつでした。これ全く知りませんでした。更新しかないんじゃないかと思っておりました。また今日の控室の話になりますけど、このことを知っておられる方、何名おられますかね。問いかけしました。1名の方は、家電屋さんのアドバイスによって更新しました。1名の方は、この制度があって条件を満たせば入る可能性があるということね、言われま

した。他の議員さん方はね、ご存じありませんでした。私もそうでした。ということはですね、やっぱり町としてのPR活動が非常に悪いと言ったらいかんですけど、それに気がつかなかった我々がいけんわけでありますけど、調べてみますと、今年の8月ですね、8月広報、これに出ています。確かに見るとですね、これ、1番最後の方へ小さい字でですね、ストーブやオイルヒーターなどがエアコンへの買い替えオーケーですよと、こういうことを書いてあるんですね。これ、見落としてました。それから、もう一つのPRしたものがですね、今年の連合自治会の配付資料ね。これにはですね、エアコンの取り替えということですね、取り替えしかこれ書いてないですね。古い石油ストーブの買い替えも対象になりますよということがね、書いてない。私これ見まして、もうてっきり古いストーブからの買い替えはないもんとばかり思ってたんですけど、よくよく勉強して調べてみる、あるいはいろんな方から聞いてみるとですね、そういう方法もあるよ、可能性があるよということをおっしゃいました。あくまで、これ可能性ですね、私言いたいのは、高齢者に絞って熱中症対策に特化した補助事業を創設したらどうでしょうか。こんな曖昧なですね、補助事業をね、頼らない、あやふやだと言いますか、可能性がある事業なんですけど、頼らずにやったらどうでしょうかということをおっしゃったんですけど、財源的なものもあります。それが無い以上ですね、こういった再エネ推進交付金これをしっかり使ってですね、エアコン等を図ってください。石油ストーブやヒーターなどから高効率の冷暖房エアコンへの買い替えも補助金の対象になる可能性がありますと、町長からそういうことが述べられました。その言葉をですね、こういった公の席でお聞きしただけでも、質問をした意味があったんじゃないかと思えます。それで、連合自治会ですね、ゼロカーボン補助金関係の資料によりますとですね、ゼロカーボン促進事業補助金、このエアコンに関することですね、それが130件の補助金利用があったとこういうふうには書いてあるんですね。ちょっとこの明細をお聞きしたいんですけど。更新が何件、新たに導入が何件、あるいはまた照明関係が何件。

●原議長

番外、企画推進課長。

●行田企画推進課長

ただ今の、藤原議員のご質問にお答えいたします。昨年度のエアコンの設置実績というところで、125件の申請がございました。その内訳としましては、約4分の3に当たります95件がですね、更新でございまして、残り30件につきまして、新規の申請ということです。この割合につきましては、今年度も引き続き同様な割合で申請がされておりますので、2割から3割のところでは、新規の申請も受け付けております。以上です。

●原議長

8番、藤原議員。

●藤原修治議員

了解しました。いずれしてもですね、30件近い方々がですね、この制度をうまく使って、新たに入れられたということですね。良かったと思えます。私ね、もっともっとこれPRしてくださいよ。あと2年しかありませんよ。この事業ね。私が知ってる限りは、この時の去年の8月号、今年の連合自治会、この2回しかね、PRしてないんですね。こんだけね、熱中症がね、進んできてですね、搬送車も増えとる中において、もう

絶対入れていただきたい。この事業がある限りですね、使っていただきたい。もっと詳しく分かりやすくね、それと、もう一つ言いたいのは、家電、町内外の家電屋さんにお問い合わせをすればですね、アドバイスが受けられると言われました。私ある高齢者からですね、相談を受けまして、それがきっかけで、この質問につながったわけでありまして、その高齢者の方はですね、町内の家電屋さんからですね、更新は補助金があるんですけど、新規の導入については補助金がある可能性がありますよというアドバイスはね、受けておられないんですよ。この辺が徹底してないと思います。それと、町内外、町外ですね。私、大田市のね、ある家電店に行ってますね、見ておったらですね、美郷町にお住まいの方お得なエアコンの購入できる情報がありますよという看板が立ってましたね。看板が。びっくりしましたね。いいなと思って、店員を呼びましてね、美郷町のもんだけども、さも買い換えるような雰囲気の説明聞いたんですよ。そしたら、その店員さんもですね、更新はあるけど、新規はありませんと明確に言われました。その店舗にはですね、そういった説明される方は何人もおられますんで、たまたま私が説明を求めたその店員さんが、そういう認識だったのかもしれないんですけど、私が受けて相談を受けたそのお年寄り、町内のお年寄りですよ、明らかに電器店から更新でなくて、古い暖房器具の更新であれば可能性がありますよというアドバイスはね、もらわなかったということで、ちょっと、私も勉強不足だったもんで、そこまでのアドバイスが出来なかったんですけど、そういった事例があるということでもあります。再度申し上げますけど、しっかりとしたPRですね、今後に向かってやっていただきたい。あるいは、電気店、そういった方々にですね、しっかりとした相談があれば情報提供していただきたいということですね、お願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

●原議長

番外、企画推進課長、。

●行田企画推進課長

ただ今の藤原議員のご質問ですけれども、町内の家電量販店さん、それから、電気工事店さんで、エアコンの設置、ほぼ全ての事業者さんで申請をいただいているんじゃないかと思うんですけれども、そういった買い換えの場合ですとか、新規の場合、対象になりますというところ、もちろんご相談いただいたときにはそういったご説明もさせていただいておりますし、事業者さんの場合は、これまでの実績がございますので、そういったところの情報は持っていたらいいと思っておるんですけれども、今ご指摘のございましたケースにつきまして、ちょっと考えられますのが、ストーブ等を買換えたというところで、ご相談いただいたとしても、CO2の削減量のところを計算をさせていただいて、その削減効果のところ図らせていただくんですけれども、場合によりましては、ストーブを廃止してエアコンを冷暖房用に導入したというところで、数値を比較して、数値的に効果が出てこない場合につきまして、この交付金、補助金の対象に、ちょっと該当しませんと言ってお断りをするケースが、ごくまれにはあるんですけれどもございます。電気店さんにもちょっと状況をお伺いしまして、そういった事例が過去にも、おありだったということは、ちょっとこちらも把握はしておりますけれども、今、議員さんからもございましたように、PR不足というところをちょっとご指摘がございまして、おっしゃられるように昨年、この8月の広報掲載させていただきましたが、昨年、この広報に掲載をさせていただくまでのところで、例えば4月から6月のところ

ですと、申請件数が16件であったんですけども、7月8月のところで、今年のちょうどみさとと。PAYの半額まつり等も、あわせてございましたので、この7月8月の申請件数がここで55件と、非常に大きく増えております。今年を見ましても、今年の同時期4月6月のところの申請件数、去年は16件だったんですけども、今年はこちらが36件ということで、かなり広報だけではないんですけども、そういった情報を認知していただいて、皆さんの関心を持っていただいて、こういった実績につながっているかなというところも、感じているところです。広報につきましては、去年も、実は冬の時期に1月にももう一度PRの記事を出させてもらってございまして、夏冬というところでのそういったPRを引き続き続けていきたいと思っておりますし、連合自治会長会議の資料の方が少し若干記載が不足してございましたというところでしたので、また、来月、また、第2回目の会議でございますので、その際には、そのところを分かりやすく記載させていただいて、また改めてPRさせていただきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

●原議長

8番、藤原議員。

●藤原修治議員

時間がなくなってまいりました。いずれにしましてもですね、熱中症予防の啓発、あるいは補助制度の周知徹底、これをしっかりとお願いをしたいと思います。エアコン入れてもですね、お年寄り、電気代を気にしてですね、せっかく入ってるのにつけてない人もおられたりしますんで、その辺のところの何らかの対策、電気代の助成とか、いろんなことも考えられますけど、そういったことも検討しながらですね、ぜひとも、熱中症予防対策の啓発をよろしくお願いいたします。質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

●原議長

藤原修治議員の質問を終わりました。

ここで、午後1時まで休憩といたします。

(休憩 午後 12時02分)

(再開 午後 1時00分)

●原議長

会議を再開いたします。

通告5、5番・中原議員。

●原議長

5番、中原議員。

●中原議員

最後の質問者になりました5番、共産党の中原でございます。よろしくお願いいたします。私の質問のテーマは、美郷町の森林管理計画と、その進行状況等についてでございます。質問の要旨を読み上げます。美郷町は、総面積の約89%、9割が森林が占め

ております。美郷町森林整備計画書というのがございます。令和2年の4月から令和12年の3月31日までの10年間の計画になっておりまして、5年ごとに見直すことになっておりますが、その美郷町森林整備計画によりまして、総面積9割の森林のうちですね、民有林ですね、民有林が72%、国有林が16%になっておりまして、所有形態別では、個人所有林が、70%を占めております。そして、林業公社分収林が約8%、旧みどり支援機構が約6%、共有林が約3%と、こういう構成になっております。美郷町の森林整備計画書ですね、先ほど述べたものですが、これによりまして、民有林の所有規模は、1ヘクタールから3ヘクタール、非常に小規模のものが多くてですね、森林所有者が個人で森林を管理する運営するということは、非常に難しい状況にあるという分析をしておりまして、それらの小さな民有林を集約化することが、町の課題だと、こういうふうに、述べております。そして、森林整備の促進策としましては、2項目を挙げています。一つは、森林環境贈与税を活用した私有林、森林整備の促進を支援する。二つ目に、林業従事者の人材育成や、担い手の確保に努める。この二つが、町の森林整備計画の目標になっております。整備計画の進行につきましては、次のように報告されています。森林推進協議会を通じた林業事業体及び林業従事者森林所有者のニーズを森林環境贈与税を活用しながら、森林整備や林業従事者の雇用の場の確保につなげたと。特に林業労働者の労働力の負担軽減等による労働環境の改善、林業省力化を目指した大型ドローンの活用を、現場実証試験し、実用化に大きく貢献したと。美郷町の森林管理の特徴は、6年前になりますけれども、森林組合や林業事業者、それと町ですね、これで組織されました林業推進協議会による協議を土台として実施されていることが大きな特徴であります。そこで、森林労働者の労働条件の改善、あるいは林地台帳の整備などでも、貴重な前進をつくり出したことは、私もよく承知しております。その上で、森林整備計画書に基づく森林整備の到達点と今後の課題について伺いたいと思います。3点準備いたしました。一つは、町が、この計画書の中で、最大の課題というふうに言っております集約化ですね、この課題をどう前進させたか。民有林の所有者の高齢化が進み、森林管理が出来なくなったり、子や孫などへの相続手続が必要なるなどのことから、所有権を手放したいとして、林野庁などが、寄附を含めて町が引き取る、こういう公的管理を提案することへの期待も強くあります。町の集約化対策として検討出来ないものでしょうか。これが第1点であります。二つ目は、人材育成、担い手確保の課題は、どう前進したのでしょうか。町の人口減対策との関連を含めて、ご説明ください。3点目は、森林資源の活用についてですね。木材利用の時代的变化や国の輸入関税撤廃による国有林木材価格低落などのもとでの方策について、お示しいただきたいと思います。以上3点、町の森林管理計画とその進行状況等について、ご質問いたします。以上です。

●原議長

番外、町長。

●嘉戸町長

それでは、中原議員の美郷町の森林管理計画とその進行状況等についてのご質問にお答えをいたします。1点目の集約化についてお答えをいたします。まず、中原議員ご提案の町による公的管理につきましては、結論から申し上げますと、町としては全く考えておりません。山林に限らず個人所有の不動産は、所有者が責任を持って管理するのが大原則であり、理由はどうあれ、公的管理に要する買取り費用、維持費用は、町民の税

金などの町の財政資金から投入されることとなりますので、果たしてそれが広く町民のためになるかを慎重に考える必要があります。一方、森林施業の集約化の狙いは、小規模な森林を取りまとめて、一体的に施業を実施することで、効率よく森林の整備、管理をしていくことにあります。しかし、必ずしも集約化イコール所有権の移転を伴わなければならないということではありません。所有権を移転しなくても、森林組合や林業事業体などに森林経営を委託し、森林管理をする森林経営計画制度などがあります。また、民有林の中には、森林組合の森林経営計画に取組みにくい点在した森林も多々存在をしますので、所有者が手放したい土地を町が受け身で引き取ることが、集約化につながるとは言えません。なお、こうした点在した森林につきましては、林業推進協議会が主体となり、森林所有者にとってベストな形の施業提案を行い、契約を結び、森林環境譲与税などを使って行うみさとの森事業などを活用して、森林管理を推進をしています。このように、所有権を移転しなくても、森林の経営委託や施業委託は可能となっております。また、林業は、毎年草刈りをして管理しなければならないのは、植栽後の保育施業程度であり、農業と比べましても、総体的に維持管理の負担は大きくありません。そのため、高齢で森林管理が出来ないという理由で、直ちに町が引き取り公的管理を行うという考えは、話が飛躍しており、無理があるものと考えます。また、令和6年4月1日から相続登記の申請が義務化されたことをきっかけに、森林の所有権を手放したいと思っていられる方がいらっしゃるかもしれません。この法改正は、相続登記をしないまま土地が放置され所有者が不明となることで、周辺の環境悪化や公共工事の阻害などの問題が発生することを避けるために行われたものです。そのため、こうした法律の義務を逃れるために、安易に自治体が公的管理を行うことは、不動産所有者の管理責任意識や納税意識を減退させかねないものであり、森林法に基づく森林管理や、美郷町の林業振興とは相入れないものと考えます。一方で、相続した土地所有者が国に維持費用を10年分納めるなど、一定の条件で、国が土地を引き取り国有化をする相続土地国庫帰属制度というものが、昨年4月から始まっております。一見しますと、相続後に、税金や管理の手間がかかることを理由に、手放したいという人にとってみれば、都合のいい制度と考えられますが、実際には厳しい要件が課されており、また、民間需要の乏しい土地を国有化した後、どう有効活用をしていくのかといった問題が指摘をされており、現段階では有効な方法とは思われません。そして、町の集約化対策検討の背景として、中原議員がご指摘されました林野庁などが寄附を含め、町が引き取り公的管理をすることを提案していることへの期待も強まっているという記述についてですが、林野庁が、そうしたことを推奨している事実は全くなく、また、法的制度的根拠もありませんので、事実誤認だと思えます。そもそも、高齢化や相続、個人の財産管理の問題を、町の林業振興、あるいは森林管理、それに伴う森林施業集約化などと、1くくりにして議論することは、かなり乱暴なご主張だと思えます。なお、美郷町の森林施業の集約化につきましては、他自治体と比べてかなり進んでいるのが現状です。まず、地籍調査につきましては、平成27年度に100%完了し、既に土地所有者の境界が不明確な山林はありません。全国的にみても、地籍調査が完了している自治体はほとんどありません。また、平成29年度には、島根県下で最初に林地台帳を作成し、森林の集約化と森林施業の効率化をいち早く進めており、こうした地道な積み重ねが、現在の美郷町の林業の強みとなっております。さらに、美郷町では、森林施業の集約化対策に早い時期から着手をして

おります。地域森林計画や、市町村森林計画といったいわゆるマスタープランを実行していくための森林経営計画を、森林組合へ委託集約をし、森林組合から林業経営体へ役割配分していくことが、町の林業振興及び森林管理上有効と考え、実効性を担保するため、平成30年に美郷町と森林組合、林業経営体で、持続可能な森林経営確立のための協定を締結をしております。こうした取組み方針をもとに、町、森林組合、林業経営体で構成する美郷町林業推進協議会が組織一丸となって、効率よく計画的な森林管理に取り組んでいるところです。その結果として、令和5年度末で、美郷町の森林経営計画作成面積は、8602ヘクタールとなっており、町内民有林の42%をカバーしております。これに、森林総合研究所の計画面積を加えると、1万273ヘクタールとなり、カバー率は50%以上になります。島根県下19市町村の森林経営計画の平均カバー率は、21%であることを勘案しますと、美郷町の集約化が突出して進んでいるということがわかります。今月末には、JR西日本が町内に所有する鉄道林を森林組合の森林経営計画として、町が認定をする予定としておりまして、集約化はさらに進むものと考えております。2点目の人材育成、担い手確保についてお答えします。美郷町の人口減少対策としましては、令和2年3月に策定されました美郷町まち・ひと・しごと創生総合戦略いわゆる美郷町人口ビジョンの中で、林業従事者の人材育成や担い手の確保に努めることが、基本目標の一つとして明記をされています。実際には、既に、令和元年度から美郷町単独ではなく、島根県及び町内林業事業体と一緒に、森林環境譲与税を活用しながら、林業従事者の人材育成及び担い手確保に取り組んでいます。人材育成につきましては、県外研修や、企業相互の職場見学と意見交換会の開催を初め、安全装備品に対する助成制度などを創設をしています。現場従事者から大変好評をいただいております。他自治体からも高い評価をいただいております。担い手確保におきましては、美郷町林業推進協議会で作成した美郷町の林業の概要や、企業団体を紹介したパンフレットを作成し、関係者が協力して取り組んでいます。島根県立農林大学校の学生への説明会には、私自らも、林業事業体と一緒に出向いて、美郷町ならではの充実した移住定住支援策を説明をしたり、島根県や島根県林業公社、林業労働力支援センター主催の高校生等を対象とした就業相談への働きかけも行ったりをしています。また、邑智郡森林組合と山興緑化有限会社は、島根県から、島根県林業魅力向上プログラム登録事業体に認定をされるなど、林業経営体自らが、福利厚生制度の充実、専門性や能力を高めるキャリアアップシステムの導入、労働条件、就労環境の改善などに積極的に取り組まれています。本年7月には、島根県と邑智郡森林組合の働きかけで、島根中央高校2年生約20名を対象に、林業学習を行い、町内志君の林業公社造林地の搬出間伐地から邑南町の島根県森林組合連合会江の川共販市場に至るまでの一連の木材流通の工程を見学をし、林業への就業を促しています。今月には同じ内容で、矢上高校2年生にも、林業学習を実施する予定となっております。こうした取組みの成果もあり、島根県立農林大学校から町内森林組合及び林業事業体に、令和2年度から令和6年度までの間に、4名の若者が就業移住をしております。最も林業は、災害発生率が全産業の約10倍と言われており、農業以上に就業が厳しい職種と言われています。引き続き、美郷町林業推進協議会を中心に、労働条件や就労環境の改善、新規就業者の確保などを図り、美郷町の林業の魅力を伝えながら、就業定住につながるよう努めてまいりたいと思います。3点目の国内産木材価格低落などのもとでの方策についてお答えをします。初めに、木材利用に関して時代の大きな流れ

をご説明します。戦後、昭和 25 年以降、国内住宅需要が大幅に増加をし、木材不足と木材価格高騰が起きました。こうした状況に対し、国は造林施策を積極的に進めるとともに、昭和 39 年には、全面的な木材輸入の自由化を行いました。その後、昭和 40 年代の円高により輸入木材がさらに入手しやすくなったことから、昭和 55 年頃を境に、国産の木材価格が低下してまいりました。事前にいただきました通告書には、輸入関税撤廃により、国内産木材価格が低落したというふうに書いてありますが、そのご認識は正確なものではありません。確かに、平成 27 年の環太平洋パートナーシップ、いわゆる TPP 協定が合意された時期には、輸入木材等の増加による国産材価格の下落が懸念をされておりました。しかし、実際には令和に入り、新型コロナウイルスの世界的大流行によるコンテナ不足、アメリカの住宅金利引下げによる住宅投資ブームから始まった第三次ウッドショック、ロシアのウクライナ振興によるロシアからの木材輸入の禁止といった国際社会情勢から、世界的な輸入木材の需給逼迫が起きました。これに伴い、輸入木材価格が高騰し、さらに円安が拍車をかけたことから、相対的に国産材が見直され、国産材価格は、しばらく持ち直しの傾向を見せ、その後、現在は横ばいで推移しているというのが実際のところですが、こうした歴史と現状の社会情勢を踏まえ、ご質問にお答えします。まず、国内産木材価格低落のもとでの方策ということですが、まずそもそも、一地方自治体で単独でできることは極めて限られており、こうした課題につきましては、国が主体となって取り組むべきものだと考えております。いうまでもなく、国産木材価格は、森林所有者や森林組合、素材生産業者といった川上の関係企業、団体だけでなく、川中に当たる木材加工業者、川下の住宅メーカーや工務店そして、これらの取引を仲介する流通業者など、多様なプレーヤーで構成される複雑な流通システムの中で形成をされています。そして、国際社会情勢や資源価格の動向、為替の値動きなど、国内だけでは対処出来ない海外要因が複雑に絡み合っております。また、価格以外の問題もあります。国産木材は急峻な山で育つため、曲がりなどの癖があり、歩留まりが悪かったり、乾燥などの加工を施す必要が出てきたりするため、一般的には、住宅のほりには強度の強い輸入木材が優先して使われる傾向があります。こうしたことから、国産木材価格に対して、川上に属する我々行政や事業者だけでは、置かれた環境を変えることは出来ません。以上のようなことから、美郷町として、国内木材価格低落に対して独自に何か取り組むといったことは考えておりません。町としましては、どんな状況にあれ、これまでと同様に、地道に島根県等々と連携をして、循環型林業の中で、省力化、効率化を推進していくことが、重要であると考えています。具体的には、高性能林業機械やドローンによる原木生産や再造林低コスト化に取り組むことが、競争力の強化につながり、こうした取組みによる就労環境の改善が人材養成や担い手確保につながるものと考えています。引き続き、美郷町林業推進協議会を中心に、森林環境譲与税を有効に活用して、実効性のある林業政策につくり込んでいきたいと考えています。

●原議長

5 番、中原議員。

●中原議員

どうも丁寧なお答えをいただきまして、ありがとうございます。それでは、私のほうから質問に入りたいと思いますが、最初に、3 点のですね、質問内容の前提としてですね、お伺いしたいと思いますが、そもそも、森林の持つ役割ですね、森林の評価について

ては、美郷町の森林整備計画の中に、4項目示してありますが、よく知られています水源涵養機能ですね、水源を守ると。それから山地災害防止機能、これは山崩れなんかを起こさないようにということだと思います。それから快適環境形成機能維持推進、これ炭酸ガスの固定だとか、そういうことを指してるんだと思います。ちょっと私、最後わからなかったのは保健文化機能維持管理森林ということで、ここに4つ挙げてあるんですが、最後のやつは私も、これからちょっと勉強しようとは思いますが、私伺いたいと思いましたが、快適環境形成機能といいますか、炭酸ガスの固定機能ですね、森林が炭酸ガスを固定して、空気の浄化に大きな役割を發揮しているというのは、指摘されているところですが、これについてですね、ちょっとお伺いしたいんですが、炭酸ガスを固定する能力ですね、これは美郷町の森林にどのぐらいあるのか。これは、担当課長さんなんでしょうけども、持ち合わせた資料がありますでしょうか。

●原議長

番外、美郷バレー課長。

●安田美郷バレー課長

公益的機能別森林の区域についての機能別森林というところについてのご質問ということなんですけども、実際に、美郷町の森林整備計画10ページのところの(2)の②のところ快適な環境形成云々と書いてあります。この中には一切炭酸という部分が、文言も一切ございませんので、私のほうでは、承知も認識もしていないということがございます。それとあわせて、先ほど町長の答弁でございましたけども、県の地域森林計画と市町村森林整備計画、美郷町森林整備計画でございますけども、これが一つの指針のマスタープランになりまして、これを実現するために、町が認定、あるいは県・国が認定する森林経営計画がございますけども、これで実効性を高めていくということになっておりますけども、ここにも、一切森林経営計画にも、こういう炭酸ガスとかですね、こういうことは一切認定基準とか、文言が一切ございませんので、ちょっと私のほうでは認識していないという状況でございます。

●原議長

5番、中原議員。

●中原議員

これは多分、お持ちかもわかりませんが、令和3年12月27日付けですね、林野庁長官の通知が出ておまして、これに、森林による二酸化炭素吸収量の算定方法についてということで、数式なんかが出てるんですね。私ちょっとこれでやってみようと思ったんですけど、ちょっと私では手に負えないところがあって、出来なかったんですけども、私などが小さい時から教わってきたのは、1人の人間が吐き出す炭酸ガスですね、これを吸収するためには、スギ、ヒノキなどが160本いるんだよということで、森林の大切さを子どもながらにも教わってきた経過があるんですけども、そういう意味で、森林の持つ、こういう役割ですね、これらについて、やっぱり例えば美郷町の山がですね、どれだけの二酸化炭素吸収量があって、そのことの意義ですね、とても美郷町で出す炭酸ガスの量なんかをはるかに超える水準になりますから、おそらく近在ですね、都市部の炭酸ガス浄化などにも役立ってると思うんですけども、そういうことですね、山に対する理解を深めていくことも大事かというふうに思いますので、通知は出てますか

ら、またの機会にですね、教えていただければというふうに思います。それで、先ほど町長にお答えいただいた中でですね、公的管理と集約化の問題ですけども、町による公的管理につきましては、所有者が責任を持って管理するのは原則だというふうにお答えになりました。これはね、私は、それはそうだと思います。しかし、この町の森林整備計画の中でも明確に言ってますように、そういう所有者が責任を持って管理出来なくなるといことが、美郷町の場合大きな課題で、だから、森林を集約していくことがですね、森林計画の中で、非常に大きな比重、最大の比重をやっぱり持たせてるんだというふうに思うんですね。ですから、所有者が責任を持って管理するのは原則であって、この考え方は、それはそうなんだろうというふうに思いますけども、しかしそれが出来なくなっているというのが町の認識でもあります。したがって、どうするかということ、先ほど町長述べられましたように、町もいろんな努力をしてですね、大きな成果を上げてきているというご説明だったんで、もう少し具体化していきたいと思ってるんですけども、72%だったですかね、72%が美郷町の森林の割合なんですけども、その中で、個人の私有林ですね、これが大変多いというのも、この整備計画の中に書いてあるんですけども、それでは、一体美郷町の所有者っていうのはですね、人数にしてどのぐらいの方が所有者になってるのか。わかりますでしょうか。

●原議長

番外、美郷バレー課長。

●安田美郷バレー課長

まず、72%のところでですけども、これは、私有林に対して、私有林面積に対して、町全体の面積の72%ということだと思っております。それと、今、ご質問の、何人ぐらいが森林所有者かということですけども、大変申し訳ないですけども、今手持ちのほうに人数のほうは、今、お持ちしておりません。ただ、森林を何人所有しているかというところよりも、今、町が大事にしているところは、森林経営計画そのものをどういうふうにするか、経営委託をするかというところに趣きを置いておりますので、そこに集約してつくり込むという、先ほど町長の答弁がございましたところを重視しておりますので、何人持ってどのぐらいかというところまでは、今現在ちょっと手持ちは持っておりませんので、後ほどまた報告させていただこうと思います。

●原議長

5番、中原議員。

●中原議員

先ほどの答弁にもありましたけど、美郷町では、この森林の集約が進んでいると。ここは、最重点課題として取り組んでおられますから、相当なことをやっておられるんだと思いますが、最近ちょっとトーンダウンしたようですけども、林野庁なんかは個人で管理出来なくなった山をですね、手放したいと言えばそれを引き取ると、あるいは買い取ると、寄附も受けるというふうに言ってたんですが、ちょっとトーンダウンはしてるようですけども、その方針を撤回したというふうにはなってないんですが、町の進めている集約化の方法論といいますかね、どういうやり方で、集約をしているのか。集約とはどういうことなのかということ、ちょっとご説明いただけないでしょうか。

●原議長

番外、美郷バレー課長。

●安田美郷バレー課長

町の集約の方法ということですが、その前に、林野庁が寄附を受けるということをおっしゃられましたけども、先ほど町長の答弁にございましたように、林野庁そのものは、自治体あるいは町にですね、寄附を受けるというような指示も一切ございません。というのは、今の森林法にのっとりた林野庁の制度につきましては、基本的に森林経営計画、あるいは森林経営管理制度という2種類、ちょっとよく似てるんですけども、それによって、森林所有者には、所有権がそのまま残って、何年か約束して、公の自治体、あるいは、意欲ある林業事業者に預けて、何年か後にそれを戻すという制度しかございませんので、基本的に林野庁が、そのままですね、自治体に所有権を自治体に渡すというような制度とか働きかけが、まずないということをちょっと前提に、町の集約方法をご説明させていただこうと思います。ただ、先ほど、繰り返しになりますけども、町長が答弁で申し上げましたようにですね、まず、町としましては、地元の林業事業体2社と、あと、森林組合ですね、ここで協定を結びまして、これによって、町の町有林、私有林、一体となった取組みをやっていくと。その中で森林経営計画をつくっていかなければならない。なぜなら、島根県の地域森林計画と、町の市町村森林経営計画、これがまさに将来、県あるいは町の将来像になります。それがマスタープランを実行していくために森林経営計画を立てると。その森林経営計画を立て立てるっていうことは、結構なその能力が要ります。誰でも立てれるかと言ったら、立てることは難しいところもあります。また立てるのも、中原議員さんおっしゃられましたように、小さな零細の森林所有者さんもたくさんおられますので、そうなりますと、1ヘクタールか3ヘクタールになるとですね、非常に、施業も効率化出来ないっていうところで、森林経営計画を、森林組合さんが委託を受けてですね、契約をして、そこでまとまった面にしてですね、それで物を進めていくと、他の2つの林業事業体に関しましては、そういう計画は出来ませんが、森林組合が采配をして、役割を、こういうところを伐りなさい、こういうふうにやりなさいというふうに指示をしていくという、こういうふうな流れになっています。今現在は、美郷町の林業推進協議会として、これもまた町長の繰り返しの答弁と同じことになるんですけども、林地台帳が、地積が100%出来て林地台帳で出来てますから、どこをどのように、公的森林の機能別で施業をやっていくかということ協議しながら、全体をやっていくと。そういう形で集約化をやってます。ただ、これもまた先ほど町長と同じなんですけども、実際に経営計画に入りにくいところに関しましては、みさとの森事業、森林環境譲与税が元年から出来ましたので、ここでみさとの森事業を使いながらですね、どんどんフォローしていくというような流れをとっております。参考まででございますけども、先ほどの森林経営計画、美郷町は50%を超えております。県内でも突出しております。他のところの平均が21%ということですが、進んでないところは逆にですね、森林経営管理制度というのは、令和元年に新たに出来たんですけども、これはですね、森林経営計画がうまくいかないから、そっちへ移行するというこれも難しいところとして、結局、市町村が受けてそれをですね、入札掛けて誰かやりませんかかって手を挙げてもらってそれに関して、意欲のある林業事業者が、手を挙げてそこを私が管理しますっていうふうになるんですけども、管理します

となったときに今度は所有者と契約をします。その代わりに、10年、15年後に儲かったらこれほど割りましょうっていうような約束事をして契約するんですね、ちょっと分収林と似たようなところがあるんです。ですから、非常に所有者さんには期待を持たせたりとか、結構トラブルが多いと。結果、今島根県は、どのくらい進捗率があるかというところだと0.03%です。面積でいうと100%ぐらいしか、森林経営管理制度は動いてません。昨日ちょっとある自治体さんが来られたんですけども、もうやめたと。結構やめたと。周りの自治体さんが私でも2、3ございます。手間もかかるしと。結局、所有権が移動しないというところの中で、どう制度を泳がしていくかというところで、美郷町としては、やはり森林経営計画をとりながら動かしていくというような取組みをしています。

●原議長

5番、中原議員。

●中原議員

いろいろご説明いただいたんですが、私が理解でき兼ねることは、どうなった場合ですね、集約したというふうに判断をしてるんでしょうかね。集約率が50%以上とか、おっしゃったんですけども、どういう状態にあることが、集約をしたということなんですか。

●原議長

番外、美郷バレー課長。

●安田美郷バレー課長

基本的にはですね、集約は、森林所有者さんが、森林経営委託をですね、森林組合さんあるいは林業事業体、分収林だったら町がやってるわけですけども、その中で、経営計画を立ててこういうふうな全体でまとまりのある中で、山をこういうふうな方向にしたいと。あるいは森林管理をしていきたいということを謳ってこういうふうに経営をしていきますよということを謳い文句にするんですけども、その全体像の頭が、市町村森林整備計画や地域森林計画に適合しているかということも認定の判断になって、認定がされて初めて全体が集約されたというふうなことになります。

●原議長

5番、中原議員。

●中原議員

そうしますと、所有者さんがですね、整備計画にもありますように、個人では管理出来なくなってきてるわけですね。そういうふうに、町も認識しておられると。個人の方が自分ではもう管理出来ないというふうに判断をしたときに、町にそういうことを相談をすればですね、町としては、それを森林組合に再委託するということですか。

●原議長

番外、美郷バレー課長。

●安田美郷バレー課長

先ほど町長が答弁で申し上げたとおりですね、点在した森林に関しましては、森林経営計画で、一緒に呼び込めるところと、そうでないところがございますので、そういうところに関しては、集約というよりも、むしろ森林管理、町全体の森林機能を高めると

ということで、森林組合あるいは美郷町林業推進協議会ですね、町にも相談していただいて、その中で、いいアイデアで、森林が発揮できるような、機能を発揮できるような施業を提案しながら、環境譲与税をつくりながら、森林管理をしていきますというふうに、町長申し上げましたので、ちょっと繰り返しになりますけども。

●原議長

5番、中原議員。

●中原議員

今おっしゃった国が設けた新森林環境贈与税ですね、これは町には、私の認識では3000万弱おりてるというふうに思ってるんですけど、そういうふうに理解していいですかね。

●原議長

番外、美郷バレー課長。

●安田美郷バレー課長

森林環境譲与税は、令和5年度が3156万8000円です。これが配分率が今度変わりますして、以前は、私有林の人口割が60パーで、人口が30%、従業者が20%だったのが、都市に非常に配分が多く行くから、もっと人口のところの割合を減らせということで、30%が25%になって、それも私有林面積が55%ということで、少し配分率が、令和6年度の、今現在、予定はでございますけども、4月時点では、4448万6000円が今のところ、これ確定ではないですけども、今年度入ってくる予定になっている金額でございます。

●原議長

5番、中原議員。

●中原議員

なかなか難しくても私も理解がですね、十分いなくて申し訳ないんですが、町の森林整備計画にですね、書いてありますように、個人では、もう森林を管理することが難しくなっていると。こういう認識を町もお持ちなんですよ。したがって、そういう森林を適切に管理していこうと思えば、個々の森林所有者から、何らかの方法で預かるかなんかしてですね。それで、整備を進める。整備計画の中に組入れていくという手段をとることになると思うんですが、そういう理解でいいんですかね。

●原議長

番外、美郷バレー課長。

●安田美郷バレー課長

地域森林計画、これは美郷町森林整備計画と言いますけども、これは、島根県の江の川流域地域森林計画という県がつくる計画がありまして、それに基づいて、美郷町の森林整備計画というのは作成しております。ほぼイコールです。全く変わるということはありません。その上に、国の森林計画というものがございまして、ほぼ制度にのっった形で計画をつくっていくということなんですけども、この計画が出来たのが、令和元年度に策定してます。これ林野庁も、あと、島根県も承認を得ると。この承認はなぜかっていうと、もともと全体の全国森林計画に合致しているかどうかを林野庁が見

ると。今度、県のほうは、知事認定は、これは、県の地域森林計画に合致しているかどうかを認定をもらって、合致しているということになりました。これ、策定が令和元年ですから、始まったのが始期が令和2年からです。町長が先ほど取組みを申し上げましたのは、それから、こっちの頑張ってきてきたことを今町長が、答弁させていただきましたので、そういうところがございますので、ちょっと、ご理解いただければというふうに思います。

●原議長

5番、中原議員。

●中原議員

例によってだんだん時間が足りなくなってきましたので、先に進めたいんですが、私がこの点で問題意識を持っていることの一つはですね、ここは町と一緒になんだと思うんですが、個人では、山の管理は出来なくなってきたということなんですね。それで、多くの森林所有者の方がですね、息子たちに、財産を、財産でもないんだけど、負の財産みたいなもんですが、そういうものを譲らなきゃいけない、山の所有権なんかを変えなきゃいけないと、そういう時期に差しかかっているんですね。所有者が歳をとってきてますから。その場合、子どもさんたちからはですね、そんな今山は持ってても自分で管理は出来ないし、税金だけはどどんかかってくると。今年の4月からですかね、森林所有者が変わったら、その届出を5年以内にきちっとやらなきゃいけないということなんかも法律で義務化されたということがあるから、できればそういうものを、相続だとか何かしないでですね、手放してもらいたいという希望が出されていると。そういう場合にですね。手放すといったって、それは受け取り手でなきゃ手放せないわけですから、しかし、もう一方では、個人では管理出来ないと、こういう現実があると。そこんところをどういうふうに、町としてはですね、整理つけようと考えておられるのか。

●原議長

番外、美郷バレー課長。

●安田美郷バレー課長

まずそこの整理の前に、根本的に、この森林経営計画は、森林の機能とかですね、公益的機能とかそういうところでありまして、相続云々っていうところはですね、全くちょっとこれ法律が、森林法と趣旨とは全く違ってくるころだと思います。森林法っていうのはですね、基本的にですね、山が儲かる儲からないではなくて、森林法の目的というのは、森林の保存培養と国土の保全を両立させると。森林の要する多面的機能を十分に発揮させることだと。そのために、森林の市町村森林整備計画等のマスタープランがあって、それを実現させるために森林経営計画があるという一つの流れになっております。そうしますと、まずここを、森林法に照らしたときに所有権云々という言葉が出てくるのかどうか。これは山だけの話じゃなくて、これは大体、省庁でも全然違ってくる話だと思うんですね。これは、先ほど町長の、これも答弁なんですが、ひとくくりで話しすることが、全くちょっと違ってくる話に、集約化とですね、変わってくるということ町長申し上げられたと思うんですけども、そういう話にまずなるということが1点あります。それと、町が先ほどの、ちょっと脱法的なことの話になってくると思うんですが、この税金の義務を、結局逃れるために、町が取ったっらいじゃないかという

ような、今、何か私もちよっと取り方が間違ったら申し訳ないんですけども、そういう話には、本来違うでしょうということを、今、先ほど町長の答弁の中では言われました。今の制度の中で、どういうふうを考えていくかと。林業の方は林業の森林制度の中で考えていくかということがやっぱり大事であると。例えばですね、中原議員さんがおっしゃった所有権、町が公的に何の理由もなく議会議決せず、執行部が提案してやった場合、どういうことになってるかとは実はこれは新聞にも出ておりますけども、兵庫県の佐用町さんと、徳島県的那賀町さん、これ山の町ですけども、ここが町が買い取ってます。佐用町さんは、1平米当たり10円で購入をされています。今、令和4年度から実施されておまして、昨年度は1億1000万使われています。購入に。今年度は1億3000万予算計上されておまして、今、令和6年8月時点で引き取り面積が900ヘクタールあります。ということは、使ったお金が2億4000万で、今後どうされますかということをお聞きしましたら、令和4年から10年間もしくは引き取り面積5000ヘクタール及んだ場合に、期間終了時に、継続か終了の判断を行いますというふうに書いてあります。ということは、もし5000ヘクタールであれば、今の数字でいくと、13億4400万円を町がお金を出したことになる。一方で譲与税は、大体4500万、美郷町とほぼ近いんですけども、これの7割を使っておられます。ということは、土地を買うために7割使って、2番目のご質問の木材の育成とか、そういうものがみんな吹っ飛ばすんですね。ただ土地を買うだけで。じゃあ土地を買ったところを町が本当にその後に、森林の経営をきちっとやっているかっていうと、実は聞きますと、小面積が引き取ったけども、小面積が点在して施業など管理が出来ていない。1箇所のみ施業を行うと小面積なので、機械の重機持っていったりするとコストがかかり過ぎるんだと。放置している状態だと。挙げ句の果ては、住民の人からはですね、せつかく町が引き取ったんだからしゃんしゃん町が管理せいやと、お叱りを受けることが多いということが、担当者から来ているということで、非常にこれは異例であり、追従してないというところが、実際に、もしそういうことをやった場合の先行事例が2件あるということもちよっと申し添えたいと思います。

●原議長

2番、中原議員。

●中原議員

このことだけやってるわけにいきませんので、切り上げたいと思いますが、要は、町が森林整備計画の中で、強調してるですね、個人では管理出来ない。山をですね。したがって集約化が課題だと、最大の課題だというふうに、町や森林整備計画の中で述べてるんですけども、これについて、納得のいくですね、私が理解が出来ないんだと思うんですけども、今のところそういう状況にあります。それで、次の質問に移るんですけども、労働条件の改善の問題ですね。山のですね、これは私も6年前ですかね、この問題を議会で2、3回続けて取り上げさせていただいて、その議論の中で、先ほど町長も強調されました協議会が結成されて、そこで労働条件の改善の問題なんかについても、熱心に議論されてですね、一定の改善がされたということをお知らせしております。今も森林組合で13名の方が働いておられるというふうに聞いてますけども、森林労働者の労働条件の改善の問題で、肝腎なことは、当時から私主張してるんですけど、山の仕事で生活が成り立つかどうか。山の仕事で家族を養っていけるかどうかということだろう

というふうに思うんですけども、今森林で働いてる人森林組合の方もあって、林業事業所の方もあってと思うんですが、そういうところで働いてる人の労働条件として、平均賃金はどのくらいか、承知をしておられますか。

●原議長

番外、美郷バレー課長。

●安田美郷バレー課長

平均賃金ですけども、これに関しては、1企業の平均賃金幾らということはちょっとここでは差し控えさせていただこうと思います。ただ、全国としましては、一般の産業全体の平均が大体430万とかって言われてる中で、林業に関しては大体340万ぐらい、これ全国平均の統計です。これ、340万なんですけども、実際それは、多い少ないも平均値なのであると思うんですけども、これで、島根県の令和2年から令和6年度までの農林水産基本計画ですね、これで目標に上げているのが、これに近い数字、100万ぐらいアップしたいというような目標を充てておまして、令和5年度の実績値がたしか370万ぐらいだと思って見ておりますけども、まだまだ全体からいうと100万ぐらい低いんだということが、全体の平均ですね。そういう認識でおります。

●原議長

2番、中原議員。

●中原議員

個別の企業ですね、賃金水準なんかについては、私もそこを尋ねていないんですけども、美郷町で働いてる林業労働者の賃金の平均が300数十万に、今なりつつあると。全産業の平均が400万を超えてるんで、そこに近づけるような方向で努力しているというふうに受け止めていいんですかね。

●原議長

番外、美郷バレー課長。

●安田美郷バレー課長

町長が、3問目の質問で、答弁されたと思いますけども、いかに省力化をしていくか。今の全体の木材情勢、世界も含めた木材情勢の中で、島根県と一緒にやっていく、同じ目標に向かってやっていくと。林業はみんなつながっておりますので、そういう点ではですね、省力化をしっかりとやってですね、できるだけ利益コストを下げながら、収益を上げていくという構造をやっていくということで、ドローンとかいろんな機械、高性能林業機械とかですね、あるいは、この労働安全に関しましたら、再三、こうした議会のほうで、ご報告申し上げますけども、議員の皆様の指摘によってですね、ご提案によってですね、美郷町の林業労働安全性向上という部分の助成もしっかりと4分の3つけてやらせていただいておりますので、そういう思いでおります。

●原議長

5番、中原議員。もう時間がないので、よろしくをお願いします。

●中原議員

やむを得ないんじゃないかと思えますし、いろんな努力をされてきてるというのを私も承知しております。ぜひ、継続してですね、やはり最初に申し上げましたけども、山

の仕事で暮らしが成り立つと。こういう労働条件、水準をですね、ぜひ確保できるように、町としてのご努力を引き続きお願いをしておきたいというふうに思います。

●原議長

番外、美郷バレー課長。

●安田美郷バレー課長

昨年の9月に、これは議会の行政報告で、町長が、昨年の定例会でも申し上げましたけども、昨年の9月に松江で全国の森林組合職員連盟の全国研究会の大会がございまして、こちらから、邑智郡森林組合の美郷町所長と、あと、本所の日野原所長のほうが行って発表美郷町の取組みをされております。発表された後に、どういう感想だったか、あるいはお聞きしましたら、これは、北海道から九州までだったんですけど、皆さん言われたことは、2人が風通しのいい林業の施策を美郷町をやっているということを言われたら、本当にどうしてこういうことができるのかと。これは町長さんの理解があるのか、また、議会の議員の皆さんの理解があるからできるんだろうということですね、たくさんの方から聞いたというふうに、この間もですね、ちょっと、再度ちょっと振り返ってお聞きしましたそういうこともありましたので、ぜひ、ご協力お願いできればというふうに思います。ちょっと過ぎてすみませんでした。

●中原議員

時間が来ましたので、これで終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

●原議長

中原議員の質問が終わりました。

以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。

次の会議は明日13日金曜日、定刻より開きます。

本日はこれもちまして散会といたします。

お疲れさまでした。

(散 会 午 後 2 時 0 2 分)